

2025年度

「2026年度に向けた政策・制度要求と提言」に対する回答

【回答受領日】

- ・神奈川県 2025年11月11日
- ・横浜市 2025年12月15日
- ・川崎市 2025年12月23日
- ・相模原市 2025年11月18日
- ・神奈川労働局 2025年12月8日

【回答評価について】

記述の内、原則として次の評価を行いました。

- ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる
- ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める
- ③ 要求に対し、取り組みがない
- ④ やむなし（自治体としての権限外や要求の再検討が必要である）

【経済・産業】

- 重点1 政労使の協議枠組みの早期構築、学び直し・人材育成に関する情報共有の強化、労働移動に備えたセーフティネットの充実 ②
- 重点2 労務費の適切な価格転嫁に向けた啓発強化、公共調達における率先対応、付加価値の適正分配と負担軽減策の推進 ①

1. DXやGXの進展により起こり得る、産業・経済・社会の変化に対応する取り組み

デジタル技術導入による産業の構造転換や新たな雇用への移行が、経済の停滞や失業を伴うことなくスムーズに行われるための取り組み。

重点1 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

DXやGXなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会の様々な変化について、具体的な対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。

また、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発の方向性が、より適切なものとなるよう、必要とされるスキルや人材についての情報を広く共有するなどの対応を強化すること。

社会の枠組みの変化に伴う、政策的労働移動を生ずる際には必要なセーフティネットとしての対策を十分講じること。

神奈川県（産業労働局）

現在、県において、産業・経済・社会への様々な変化について検討するために、新たな政労使の枠組みを構築することは検討していませんが、企業の経営者や人事担当者等を対象に、労働団体や経営者団体と毎年度開催している政労使一体の働き方改革フォーラムなど、既存の様々な機会を活用していきます。

また、産業技術短期大学校等では、企業の従業員向けの学び直しの取組として、ITやDX等に関する職業訓練（スキルアップセミナー）を実施するとともに、教育訓練や技能検定等の職業訓練に関する情報の提供等を行っています。また、DXを活用した経営改善を支援するため、中小企業等の従業員へオンライン講座によるリススキリングの機会を拡充し提供することで、人材育成を支援しています。引き続き、産業界の様々な変化に対応した職業能力開発の支援に取り組んでいきます。

なお、県では、政策的労働移動や政策的労働移動に伴う課題の対応について、県庁内で議論等は現在行っていませんが、必要に応じて、既に設置をしている相談窓口を活用するなど、しっかりと対応していきたいと考えています。

横浜市（経済局）

国の動向を注視しつつ、神奈川政労使会議や神奈川働き方改革会議において、対応策について協議・検討してまいります。

また、「横浜市中心職業訓練校」では、早期に安定した職業に就くために必要な技能・技術や知識の習得を必要としており、訓練修了後、早期に就職を希望する方を対象に職業訓練を実施し、就職に向けた支援を行っています。引き続きハローワーク等の関係機関と連携し就労に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、産業・経済・社会の様々な変化に対応するためのスキルや人材育成などを含む企業支援情報を広くお知らせするため、経済局メールマガジンやLINEでの情報発信を行っています。

加えて、市内で就職を希望する方を対象に、神奈川労働局やハローワークと共催で合同就職面接会を開催し、就労機会を提供してまいります。また、来場者等へのそれぞれの希望に寄り添った個別支援を行うことで、就職を促進します。

川崎市（経済労働局）

本市におきましては、社会経済環境の動きに応じた勤労者福祉の向上に向けて、労働団体、雇用主団体及び行政機関が共に協議し、相互の理解を深める「川崎市労働問題懇談会」を実施しております。

市内中小企業が行う社内の人材育成の取組に対し、専門家派遣等により支援を行うほか、働き方改革・生産性向上推進事業補助金により、人材育成の取組に対する支援を実施しているところがございます。今後につきましては、これまで創出した好事例について、事例集の作成や周知を通じて、横展開を図るとともに、引き続き、専門家派遣や補助事業等を通じて、市内中小企業の個別の状況に応じたきめ細やかな支援を実施してまいります。

社会変化に伴う労働移動に向けては、事業者や労働者がリススキリングなどを円滑に取り

組めることが重要であることから、公共職業訓練や教育訓練休暇給付金などの公的制度の活用に向けて、広報誌「かわさき労働情報」や、市ホームページ等を通じて事業者や勤労者へ向けた周知・啓発に努めてまいります。

相模原市（環境経済局）

「リスキリング」につきましては、経済産業省や厚生労働省が推進し、DXの推進や働き方改革等から需要が高まっているものと認識しております。今後、関係機関等と連携し、市内企業へのリスキリングの機会の提供について検討してまいります。

また、市と神奈川労働局が協定を締結し、ハローワークの就職支援ナビゲーターがセンターに常駐するなど、雇用の窓口と福祉の窓口が一体となった支援体制を整備することで、社会情勢の変化による新たな課題も含め、個々のニーズに合わせたきめ細かな支援を行っております。

神奈川労働局

職業能力開発の在り方について、地域や時代のニーズに適ったものとなっているかについては、地域職業能力開発促進協議会において、職業訓練の効果検証等とともに関係機関と共有・議論を行っています。

また、社会の枠組みの変化に伴う政策的労働移動が生ずる際には、雇用保険制度、公的職業訓練、求職者支援制度をはじめとする各種支援策の適切な運用に努めます。

なお、事業の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等の再就職を支援する事業主、その労働者を雇い入れる事業主に対しては、早期再就職支援等助成金による支援を行っています。

② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 政労使会議等での具体的な課題共有、発信を求める。
- ・ 中小企業におけるDXの導入・進展の阻害要因を追求・整理し、より導入が進められるような支援とともに、労働移動の発生を想定した、重層的セーフティネット構築について、社会情勢の変化等を注視しつつ課題の把握を継続する。

※参考

2025年度 県議会 第2回定例会
(立憲民主党・かながわクラブ 菅原 あきひと)

経済情勢下の中小企業支援

問 物価高騰等の情勢を踏まえ、中小企業支援等について、知事の所見を伺う。

答 米国による関税措置への対応として、特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業を特別融資制度の対象に追加した。また、雇用への影響が見込まれる場合、神奈川労働局等との連携を強化するなど、国や市町村、関係機関等と連携を図り、オール神奈川で支援する。

2. 公正な取引の実施および労務費の適正な価格転嫁への対応を求める取り組み

社会の発展に向け、実質賃金の上昇を伴うインフレを可能とする労働分配率の向上と、サプライチェーン全体や重層下請構造における高次下請事業者に対する適正な利益分配を促すための、価格転嫁に対する市場心理の転換と公正な取引を求める取り組み。

重点2 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」および2025年1月の神奈川政労使会議共同メッセージなどを活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発を積極的に行うこと。とりわけ、自治体が行う公共事業、公共調達などにおいても労務費の価格転嫁がはかれるよう率先垂範して調達価格の引き上げや工期・納期の設定を行うこと。

加えて、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるとともに、その意義が広く浸透するよう、啓発・助言を行うこと。

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担についての軽減対策を引き続き講じること。

神奈川県（会計局、県土整備局、産業労働局）

取引の適正化に向け、県では、ホームページに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の要点を分かりやすくまとめて掲載しているほか、国・県・市・支援団体等が合同で実施する価格転嫁に関するセミナーにおいて、神奈川政労使会議共同メッセージを周知するなどして、啓発に取り組んでいます。

また、今年度は、適切な価格転嫁について、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市の首長連名によるチラシを作成し、事業者に対して適切な価格転嫁への対応を行うことと合わせて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めることについても要請しています。あわせて、生産性向上促進事業費補助金等の審査において、パートナーシップ構築宣言を行った事業者に加点措置を設けることにより、宣言を促しています。

さらに、国に対して、価格転嫁等の取引適正化の推進を、全国知事会を通じて要望しているほか、県単独でも要望しています。

公共工事の設計積算に用いる設計労務単価については、国、都道府県及び政令市が毎年共同で実施している公共事業労務費調査の結果をもとに、国が都道府県別に設定することになっています。設計労務単価は、13年連続で上昇しており、県では、国と同様に、1ヶ月前倒しして3月1日に設計労務単価を改訂し、迅速な価格転嫁に努めています。公共工事の工期設定については、作業に必要な日数、準備及び片付けに要する日数に、不稼働日として、休祭日、夏季・年末年始休暇及び週休2日制を加味した休日や、雨天日及び猛暑

日を加えた適正な工期の設定に努めています。

一般業務委託の予定価格の積算に当たっては、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価等を適切に反映することとしています。庁舎内清掃、施設の有人警備については、現状に即した標準的な積算基準を策定しており、予定価格の積算に当たっては、国土交通省発表の最新の建築保全業務労務単価を用いることとしています。積算基準を策定していない業務委託についても、各執行機関において、最新の労務単価、物価資料などのほか、適切な資料がない場合には参考見積により、適切な予定価格の積算に努めています。

【特別高圧契約法人の電気料金負担について】

特別高圧受電契約法人の電気料金負担の軽減対策については、中小製造業・倉庫業者や、特別高圧を受電する商業施設・オフィスのテナント事業者に対し、県独自に支援を実施しています。今後も、物価高騰の状況等、社会情勢を踏まえて、必要な支援策を検討していきます。

横浜市（財政局、経済局）

本市公共工事等の発注においては、最新の公共工事設計労務単価等を反映した、適切な予定価格を設定しています。また、設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施、スライド条項の適用により契約後にも価格の見直しをしています。

電気料金については経済情勢や、国の動向を注視するとともに、必要な対策を講じ、中小・小規模事業者の皆様をしっかりと支援していきます。

ホームページやセミナー等を通じて、価格転嫁のための取組や支援策、「パートナーシップ構築宣言」等について、周知・啓発に努めてまいります。

また、企業活動が都県を越えて広がっている現状を踏まえ、九都県市が連携してその普及促進に取り組んでまいります。

電気料金については経済情勢や、国の動向を注視するとともに、必要な対策を講じ、中小・小規模事業者の皆様をしっかりと支援していきます。

川崎市（財政局、経済労働局）

（財政局）適正価格による契約を締結することにつきましては、当該契約案件の品質を確保するとともに、受注する企業の安定的な経営と、就労者の適正な労働環境の確保等に繋がるものと考えております。そのため、国における公共工事設計労務単価等の改定を踏まえ、本市においても適切な労務単価等の設定を行うとともに、必要に応じて、調達に係る事業者から、参考となる見積りを徴取するなどして、市況価格や適切な納期を反映したより適正な調達に努めているところでございます。

（経済労働局）国において、エネルギー価格の高騰の影響を受ける企業等の負担を軽減するため、燃料油の価格を抑制する支援や、電気・都市ガスの負担を軽減する支援が実施されておりますが、時限的な措置としていることから、今後の国における支援施策について注視するとともに、本市の役割といたしましては、国、県における広域的な下支えに対し、中小企業の中長期的な事業継続に向けて、経営基盤の強化が図られる支援を行うこと

が重要であると考えておりますことから、専門家派遣による伴走支援や、資金繰りの円滑化等を支援するとともに、経営力の強化に向けまして、働き方改革・生産性向上の取組を通じたデジタル化支援のほか、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減に向けた創エネ・省エネ機器や、収益の拡大に向けた機械装置等の生産設備の導入支援等、引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいります。

相模原市（環境経済局、財政局、都市建設局）

適正な取引に向けた価格転嫁の円滑化につきましては、産業支援機関と連携し、価格交渉に関するセミナーの開催や個別相談を実施してまいりました。

調達価格につきましては、当該指針等を踏まえ、必要に応じ適切な対応を行うこととしております。

公共工事の予定価格の算出に当たっては、日々変動する物価に連動するよう、歩掛りや労務単価を国の改定と合わせ見直しを行うとともに、資材単価は毎月改定を行うなど、最新の適用となるよう適切に積算しております。

また、工期・納期の設定につきましては、週休2日や猛暑日を不稼働日として工期に加算することに加え、資材調達の遅延等を考慮した納期の設定など、ゆとりある工期・納期の設定となるよう取り組んでおります。

引き続き、国や他自治体の動向を踏まえ、適正な調達価格や工期・納期の設定に努めてまいります。

パートナーシップ構築宣言につきましては、産業支援機関と連携し、市内企業に対して周知を図ってまいります。

また、特別高圧受電者に対する支援につきましては、本年度は神奈川県が実施していると承知しております。

神奈川労働局

労務費を含めた適正な価格転嫁の実現のため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、「神奈川政労使会議共同メッセージ」を活用し、周知、啓発に努めてまいります。

また、県や市を含む関係行政機関と連携を密にし、業務改善助成金を始めとする賃上げ支援パッケージ等の各種支援策の活用を推進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上の環境整備に取り組んでまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 中小受託取引適正化法施工に伴う課題を把握するとともに、価格転嫁に対する社会合意形成のため政労使の意思一致、メッセージ発信などの重要性についての認識共有を継続する。
- ・ サプライチェーン全体での利益配分について、状況を注視する。

【雇用・労働】

- 重点3 フリーランス新法への適切な対応、偽装請負・偽装フリーランスへの啓発強化、国・自治体契約における適正な労働条件の確保 ①
- 重点4 あらゆるハラスメントの防止対策強化、相談体制の整備と対応人材の育成、カスタマーハラスメントへの対応強化 ①
- 重点5 障がい者雇用に不慣れな企業への総合支援、職場理解の促進、相談体制の強化と差別のない就労環境の実現 ①
- 重点6 外国人労働者向け情報提供の充実、就労実態に関する調査・情報共有の強化 ②

1. 安定雇用と就労継続および適正な労働対価を求める取り組み

男女ともに直面する介護離職の防止、女性の雇用中断の防止に向けた男性の育児参加機会の拡大を求めるとともに、雇用の流動化による不安定な雇用やあいまいな雇用によって働く人の権利を守る取り組み。

重点3 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

本来は労働関係法令の保護の対象となる「労働者」に該当するにもかかわらず、請負、委託などの形式をとることによって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加している。本来「労働者」である者を非労働者として扱うことは、労働基準法に定めた最低限の労働条件の実現を妨げ労働基本権を侵害するものとして、それ自体が重大な人権侵害であることについて啓発・教育の機会の充実をはかること。

また、国・自治体との契約においてフリーランス新法の適用となる事例がある場合には、労働者としての労働条件の最低基準が遵守されるよう啓発も含め適切に対応すること。

神奈川県（産業労働局）

【労働法の啓発・教育の機会について】

県では、労働者派遣や請負、業務委託といった契約形態で働く人々が抱える労働問題に対処するため、具体的な方策や留意点などを集めた資料「労働問題対処ノウハウ集」を用意し、県のホームページで公開しています。例えば、労働者派遣契約に基づいて働く場合の注意点に加え、請負契約や業務委託契約で働くときの留意点等も取り上げ、労働関係法令の保護が受けられる場合の基準等を示し、労働相談において活用しています。

また、当事者による自主的な労働問題の解決や安定的な労使関係の形成を促すために、労使関係や労務管理に関する知識、労働関係諸法令の普及啓発を行っています。具体的には、時宜に応じた労働関係情報の普及啓発のための冊子「労働かながわ」、労働法制等の普及啓発資料「労働手帳」、高校生向けパンフレット「「知っておこう！働くときのルール」」等を作成し、労働相談窓口や市町村窓口、教育現場等で配布しています。

【フリーランス新法について】

県では、労働相談や公益財団法人神奈川産業振興センターに設置されている「下請かけこみ寺」において、フリーランス新法制定以前から、契約の相手方にかかわらず、フリーランスからの様々な取引上の悩み相談に対応してきました。引き続き、新法を踏まえた適切な助言を行うことで、フリーランスの方が働きやすい環境を整えていきます。

さらに、新法の施行を受け、新法の内容等を周知するため、経営者等を対象としたセミナーや、労働者や企業の労務担当者等に向けた講座を開催したほか、関係団体等を通じて新法の目的や発注事業者の義務内容などを周知しました。今年度は、フリーランス向けのセミナーにおいて相談窓口の案内を行っています。

横浜市（経済局、財政局）

本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、労働時間や仕事と育児の両立に関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、二次元コードを載せたPRカードを配布して周知を図っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、労働時間や仕事と育児の両立に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的に開催しており、労働条件等についても取り上げてきています。

引き続き、本市契約においても法令を遵守し、適切に対応してまいります。

川崎市（経済労働局）

フリーランス法の普及啓発につきましては、国によりパンフレットや説明動画などによる普及啓発を行っておりますが、本市におきましても、市ホームページにおいて、厚生労働省が設置したフリーランス・トラブル 110 番などを御案内しているほか、広報誌「かわさき労働情報」において、同法の目的、適用対象などの情報を周知したところでございます。

今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動に務めてまいります。

相模原市（環境経済局）

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化法」が令和6年11月から施行されたことから、関係者機関等にリーフレットの配布による周知を行うなど、啓発に努めてまいります。

神奈川労働局

近年、働き方が多様化し、フリーランスとして新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられないといった問題が指摘されています。

各労働基準監督署では、相談窓口を設置し、労働者性の判断基準の説明や、「働き方の自

己診断チェックリスト」を用いたチェックなどを行うほか、法違反等の事実について申し立てが行われた場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかの判断を行っています。

こうした取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方の労働環境整備に努めるとともに、労働者性の判断の考え方について周知してまいります。

フリーランス法に規定された発注事業者が守るべき義務と禁止行為については、引き続き、あらゆる機会を捉えて周知を行ってまいります。

また、発注事業者に対する調査及び報告徴収において、就業環境整備に関する法違反を把握した場合には行政指導等を行うことにより、法の履行確保を図ってまいります。

なお、取引適正化に関する法違反を把握した場合には、所管する公正取引委員会及び中小企業庁に情報提供を行うなど、適切に連携を図って対応してまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ フリーランス新法の周知・啓発等、社会情勢の変化等を注視しつつ課題の把握を継続する。

2. 安全に働くことができる環境を求める取り組み

労働関係法規の遵守による安全衛生の確保、時間外規制、勤務間インターバル規制の実態確保を求める取り組みおよび高齢労働者の労働災害防止を求める取り組み。

重点4 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。

あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を改善整備するとともに、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

また、カスタマーハラスメントに対しては、「STOP! カスハラ!! かながわ宣言」の趣旨を踏まえ、理解を深めるための啓発を引き続き実施するとともに、事業者・働く人双方からの相談に対応する窓口および支援策を強化すること。

神奈川県（産業労働局）

県では、職場におけるハラスメントを含む様々な労働問題について、労働者や企業からの相談に対応するとともに、毎年、「職場のハラスメント相談強化月間」を設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しています。

また、「STOP！カスハラ！！ かながわ宣言」を発出した関係団体と連携し、県で作成したカスハラ防止ポスターや宣言文を盛り込んだチラシを事業者の方々に活用していただくなど、普及啓発にも取り組んでいます。

今後は、労働相談や企業からのヒアリング等で得た事例を積み上げることで作成する「カスハラ事例集」を、定期的に県のホームページで公表するなど、カスハラに対する県民や企業の皆さまの理解促進に努め、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて、取り組んでいきます。

横浜市（経済局、政策経営局）

本市では、働く人の基礎知識をまとめた「ワーキングガイド」を作成し、職場でのさまざまなハラスメントに関する内容を含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様にご活用いただけるよう、市ホームページに掲載するとともに、二次元コードを記載したPRカードを配布し、周知を図っています。

さらに、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、ハラスメントに関する相談を含む労働相談・法律相談に対応しています。

カスタマーハラスメントについては、引き続き国や県の対応状況を注視しながら、必要な情報を周知啓発していきます。また、「働く人の相談室」ではカスハラに関する相談にも対応するほか、労働関係法制に基づく対応方法のアドバイスなど、解決に向けた支援を行ってまいります。

さらに、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを積極的に進める企業等を認定する「よこはまグッドバランス企業認定」や、男女共同参画センターで実施している企業等を対象としたハラスメント研修等を通じて、職場環境の改善や人材の育成を推進しています。また、男女共同参画センターではハラスメント等に関する相談も受けており、引き続きこのような取組を進めていきます。

川崎市（市民文化局、経済労働局）

（市民文化局）本市では「男女平等かわさき条例」に基づき策定しました「第5期川崎市男女平等推進行動計画」において、多様で柔軟な働き方の実現に向けた働き方改革や働く場におけるハラスメント防止などを位置づけ、子育て支援施策等の推進、長時間労働の是正、ハラスメント防止等の取組を進めてまいります。

（経済労働局）本市では、広報誌「かわさき労働情報」や市ホームページ等を通じ、ハラスメントに関する啓発・広報を行うとともに、労働相談窓口において、ハラスメントを含めた労働問題に関する相談対応を行っているところです。

また、カスタマーハラスメントにつきましては、令和7年6月の法改正に伴い、対策が事業主に義務となる旨を「かわさき労働情報」にて周知・啓発を行ったところがございます。また、本市において、毎年実施している「労働状況実態調査」において、令和6年度より調査項目に「カスタマーハラスメントの取組状況」を追加するなど、啓発や状況把握に努めているところです。

今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動や事業者向けの専門家

派遣などの施策を通じた取組を進めてまいります。

相模原市（環境経済局、総務局）

ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施しているほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。

また、パワー・ハラスメント防止につきましては、令和4年4月から改正労働施策総合推進法が全面施行され、全ての企業においてパワー・ハラスメント防止策を講じることが義務化されたことから、かながわ労働センター県央支所と連携し、企業の人事・労務担当者を対象に、パワー・ハラスメント防止に向けた労務管理セミナーを実施しております。

カスタマーハラスメントにつきましては、今後、国から事業者に対し、カスタマーハラスメントに関する方針の明確化や周知等、事業主が取るべき対応を定める指針が示されると承知しています。本市では、カスタマーハラスメントに関する基本方針の策定を予定しており、今後、基本方針の周知等により、カスタマーハラスメントについての理解促進を進めてまいります。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

神奈川労働局

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法により、ハラスメント対策を講じることが事業主に義務付けられていることから、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を実施しています。なお、その際は、実際に相談が寄せられた場合の対応に加え、担当者に研修を行うなど具体的取組についても説明しています。

ハラスメント対策については、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を行っていますが、12月は「職場のハラスメント撲滅月間」であることから、厚生労働省主催シンポジウムの周知など集中的に広報を実施しています。

カスタマーハラスメント対策については、令和8年度に施行される改正労働施策総合推進法において義務化されることから、今後、周知・啓発に取り組んでまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ ハラスメント対策の進展、社会情勢の変化等を注視しつつ課題の把握を継続する。

3. 障がい者雇用・外国人労働者をめぐる課題に適正な対応を求める取り組み

障がいの有無やその程度によらず、個人の能力に応じて働くことができる仕組みと、継続した就労となるよう定着強化を求める取り組みおよび新たな制度による外国人労働者の受け入れを見据え、インバウンド対応等で増加が予想される外国人労働者への対応を求める取り組み。

重点5 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。直接受け入れることとなる職場の同僚や、責任者が障がい特性などを理解することができる機会について、研修等の情報を積極的に発信して理解の促進をはかること。

あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）

県では、雇用ゼロ企業を含む法定雇用率未達成企業を主な対象として、障がい者雇用の理解を深めていただくため、個別訪問や出前講座などを行い、雇用に向けた準備から採用、定着までの相談に応じています。また、障がい者の職場定着を促進するための企業向け相談窓口を今年度開設しました。

さらに、障がい者の雇用促進に向けたフォーラムや企業交流会等を開催し、障がい者雇用における配慮事項や取組事例等を伝えるとともに、LINEを活用し、障がい者雇用に関わる研修等の情報を企業等に向けて発信するなど、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向けて取り組んでいます。

あわせて、障がい者等からの相談に対応するため、障害者就業・生活支援センターに高い専門性を有する職員を配置するなど、障がい者等からの相談に適切に対応できる体制整備に努めていきます。

横浜市（健康福祉局）

本市では、障害者雇用の理解と促進を図ることを目的に、市内で障害者を雇用する企業が、どのように障害のある方の働きやすい職場環境をつくっているのか、その工夫や取組を紹介する「障害者雇用好事例紹介」をホームページ上で行っていきます。

また、市内9か所に障害者就労支援センターを設置し、障害の種別や程度によらず、様々な就労に関する相談に応じています。併せて、企業向けの出前講座を実施し、障害特性の理解や受け入れ時の配慮事項などを伝えています。

引き続き、共生社会の実現に向けてこれらの取組を進めていきます。

川崎市（健康福祉局）

本市では、障害者雇用に関する企業への相談・支援機関として、『企業応援センターかわさき』を設置し、障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による障害者雇用の啓発、雇用事例やノウハウの共有を行っているほか、障害者雇用相談として、業務内容の提案、職場実習や面接のフォロー、就労後の定着支援等を行っております。また、令和6年度には、『企業応援センター』かわさきの人員を拡充し、法定雇用率の引き上げにより増加が予想される障害者雇用に関する相談ニーズへの対応を強化しています。

なお、ハローワークでは、障害者雇用における合理的配慮の提供が雇用主に義務付けられたことの啓発活動に加え、障害者雇用の理解を深めるセミナーとして「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を開催し、受け入れ職場における障害特性の理解の促進等を図っていると伺っており、日頃から『企業応援センターかわさき』はハローワークと連携し、企業支援を行っております。

相模原市（環境経済局、健康福祉局）

障害者雇用につきましては、ハローワークと連携し、雇用の創出や促進に向けた障害者就職面接会、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座、週20時間未満で働く障害者雇用の求人開拓や障害者雇用特例子会社設立に係る初期整備費用の補助等を実施しており、障害者雇用促進のための啓発リーフレットを作成することで、これらの事業の周知に努めております。

引き続き、関係機関と連携して、障害者が差別されることなく働ける社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

また、差別や偏見のない誰もが安心して働ける社会の実現のためには、何より、障害に関する理解を促進することが重要であることから、本市では、市内企業に対し、障害ごとの特性や合理的配慮を記載した事例集を配布するなどの理解啓発に取り組んでおります。さらに、相談機能強化の取組につきましても、検討を進めてまいります。

神奈川労働局

障がい者の雇用経験やノウハウが不足する企業に対して、ハローワーク及び地域の関係機関・支援機関による、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの支援を行う「企業向けチーム支援」を実施しています。

ハローワークを中心とするチーム支援においては、採用前の受け入れ準備段階から、採用後の職場定着まで一貫したサービスを提供しており、チーム支援以外のケースであっても、障がい者及び企業からの相談に応じ、職場定着に向けた適切な支援を実施しています。

労働局主催の障がい者雇用促進セミナーにおいて、障がい者が企業の一員として活躍する事例を発表していただくことで、広くノウハウを共有しています。また、障がい者と共に働く職場の上司や同僚を受講対象として、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることを目的とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催しており、県内全てのハローワークで開催する集合講座に加え、企業からの要望に応じて出張方式の出前講座を実施しています。

これらの情報については、神奈川労働局HPに「障害者雇用について」【職業対策課】としてサイトを設け周知しています。

障がい者の差別禁止や合理的配慮の提供義務に関しては、HWの障がい者雇用率達成指導や労働局主催の障がい者雇用促進セミナー等により、企業に対する制度周知に務めてまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 2026年7月からの、法定雇用率の引き上げ、対象事業所規模の引き下げへの対応も注視しつつ、課題の把握を継続する。

重点6 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を行うこと。

また、人手不足の状況や賃金水準の動向について統一した調査を行うこと。あわせて、労働災害の発生や労働相談の内容など、外国人労働者の就労状況に関する情報の収集と公表・共有を進めること。

〔神奈川労働局〕

県内で就労する外国人に対し、適正な受け入れに関する指導・監督を強化すること。

また、人手不足の状況や賃金水準の動向について統一した調査を行うこと。あわせて、労働災害の発生や労働相談の内容など、外国人労働者の就労状況に関する情報の収集と公表・共有を進めること。

神奈川県（産業労働局）

国では、外国人に向けた多言語での労働条件や日常生活のハンドブックの公開や出入国在留管理庁のホームページで在留資格の案内を多言語で行っています。併せて外国人労働者の就労状況に関する情報についても、神奈川労働局にて公表を行っており、今後も国の動向を注視していきます。

また、県では労働力不足の現状及び中長期的に必要なとされる労働力について、DX化や生成AI活用など企業の生産性向上による労働力需要の減を考慮して、総合的に分析し、産業別・都道府県別に明らかにすることを国に対して要望しています。

さらに、人手不足の状況や、賃金水準の動向、労働災害の発生状況については、神奈川労働局と密に連携を取りながら、最新の状況の把握に努めています。加えて、外国人から寄

せられる労働相談については、毎年、相談内容等を集計した資料を作成して、ホームページで公開しています。

横浜市（経済局）

本市が四半期ごとに実施している横浜市景況・経営動向調査で市内人手不足の状況を把握しているほか、国が実施している毎月勤労統計調査において、全国の賃金水準の動向を適切に把握してまいります。

また、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題について、事業主からのご相談があった場合は、専門的な知識や経験を有する「外国人雇用管理アドバイザー」を派遣している神奈川労働局を案内しています。

また、「育成就労制度」の導入を見据え、外国人労働者の採用育成時の企業課題やニーズ、必要な支援等を把握するための調査及び研究を行っています。

川崎市（市民文化局、経済労働局）

（市民文化局）本市においては、外国人相談窓口として国際交流センターにある「多文化共生総合相談ワンストップセンター」及び川崎市役所南庁舎にある「かわさき多文化共生プラザ」にて、多言語による教育・子育て、仕事等生活に関する情報提供や生活全般の相談を受けております。また、在留資格について、「ワンストップセンター」では行政書士による相談を月1回実施し、「かわさき多文化共生プラザ」では、出入国在留管理庁や神奈川県行政書士会と連携し、出張相談を毎月1回実施しております。今後も継続してわかりやすい周知に努めてまいります。

（経済労働局）市内事業所の人材確保及び賃上げの状況につきましては、例年、「市内事業所経営実態把握調査」内で傾向を把握しているほか、賃金動向については「川崎市民経済計算」にて毎年把握しております。これらの調査結果、統計を参考に引き続き施策の立案・検討に活かしてまいります。

また、毎年実施している「労働状況実態調査」におきましては、令和7年度は調査項目に「外国人の在籍状況や採用・定着に向けた必要な支援」などを追加して、状況把握に努めているところです。

相模原市（市民局、環境経済局）

在留資格ごとの就労制限等の情報につきましては、出入国在留管理庁において、ホームページやパンフレット等を通じて案内を行っており、これらを活用して、周知に努めてまいります。

生活に関する情報につきましては、さがみはら国際交流ラウンジにおいて、日本の制度や文化を紹介する冊子や動画などを活用し、引き続き、生活に必要な情報提供や外国人支援事業を進めてまいります。

人手不足の状況や賃金水準の動向につきましては、国の調査等を参考に実態の把握に努めてまいります。また、外国人労働者の就労状況におきましては、ハローワーク等と情報共有等を図ってまいります。

神奈川県労働局

技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでまいります。

また、強制労働等技能実習生及び特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構及び出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしています。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、司法警察権限を行使するなど厳正に対応してまいります。

外国人労働者の労働災害発生状況については、労働者が労災災害等により死亡し、又は休業したときに、事業者から所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告の提出を求めており、報告事項の中で、国籍・地域及び在留資格を把握しています。

また、把握した労働災害発生状況は、公表しています。引き続き、適切に把握し、公表してまいります。

外国人労働者を雇用する事業所からの雇用の届出に基づき、事業所訪問指導を実施して、雇用管理の助言・指導を行うとともに、事業所等を対象に、集合形式とオンライン形式でセミナーを開催し、雇用支援に関する案内を行っています。

また、所定内給与等の項目を含めた調査は、「外国人雇用実態調査」を、厚生労働省本省において令和5年から実施しております（令和5年調査は、令和6年12月26日公表）。

令和7年においても、1万事業所を対象に、10月1日から11月30日に調査をしており、回答率向上のための事業主等への働きかけに、ご協力をお願いします。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 育成就労制度への移行に伴う課題の把握を継続する。
- ・ 家族帯同等で来日している外国籍労働者の抱える課題等について把握に努める。

※参考

2025年度 県議会 第3回定例会
(かながわ未来 石川 裕憲)

外国人受入れ環境の強化等

問 県は外国人受入れの現状をどう捉えているのか。また、全国知事会の提言を踏まえ、市町村支援を含めた総合的な多文化共生施策をどう展開していくのか、知事の所見を伺う。

答 市町村によっては、人的、財政的理由から、外国籍県民の増加に受入環境の整備が追い付いていない地域も見られる。県としても、外国人の受入環境の整備は国の責任で財政措置するよう要望していく。また、外国人向け日本語講座の開催等で市町村の取組を支援するほか、民間企業等と連携し、外国人の受入れを進めていく。

【福祉・社会保障】

- 重点7 複合的支援ニーズに対応する「断らない相談体制」を構築し、ヤングケアラーや差別問題への対策を推進 ①
- 重点8 地域医療・介護の維持に向け、物価高騰等の影響を調査・分析し、対応策を講じる ②
- 重点9 災害時も見据えた医療・介護人材の育成確保と、処遇改善・職場環境整備による定着支援を実施 ②
- 重点10 子育て家庭の経済負担軽減をはかり、妊娠・医療費助成の地域格差解消を国に要望 ②

1. 誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

重点7 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。ヤングケアラーの実態把握を進めるとともに、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進め、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制」を構築すること。

また、様々な障がい者とその家族や直接血縁にない保護者等がおかれている経済的困窮をはじめとして、地域移行を阻む根強い差別意識を含めた、社会的差別を解消するための方策を講じること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、教育局）

【ヤングケアラーについて】

ヤングケアラーについては、令和6年度に高校2年生年代の子どもを対象に行った実態調査において、「家族の中にお世話をしている人がいる」と回答された方が7.4%おり、約13人に一人の割合でヤングケアラーが存在しているものと認識しています。

県教育委員会では、政令市及び中核市を除く公立学校において、令和5年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、子どもたちが抱える様々な困難を早期に把握し、プッシュ型面談などを通じて、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもを医療や福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」に取り組んでいます。

「ヤングケアラー」の理解促進に向け、令和4年3月にヤングケアラーの実情や対応方法等について解説した教職員向けリーフレットを作成し、県内の公立学校の教職員に配付しました。引き続き、研修会等で同リーフレットを活用するなど、「ヤングケアラー」の啓

発に向けて取り組んでいきます。

この他にも、県では、市町村が行う包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業を支援するため、後方支援事業として、アドバイザーの派遣や研修会、連絡会の開催等を実施しています。

【社会的差別を解消するための方策】

生活困窮者自立相談支援機関では、「断らない相談支援体制の構築」を基本に、地域における多様な支援機関と連携しながら、日々の生活での不安や困りごとの相談に対応していきます。

引き続き、県民や事業者障害者差別解消法の趣旨等を周知していくとともに、障がい理由とする差別の解消に向けて取り組んでいきます。

横浜市（こども青少年局、健康福祉局）

ヤングケアラーの把握については、令和7年度から早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査に取り組んでいます。

また、本市においては、各分野で受け止めた相談を庁内の関係課や地域の関係機関と連携しながら、ニーズに応じて適切な支援を行っています。今後もヤングケアラー等の複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた市民の方の増加が想定されますが、既存の制度活用にとどまらず、困りごとを抱えた方を受けとめられるよう、関係課や関係機関同士の連携強化に向けて取り組んでまいります。

障害者差別解消においては、当事者団体と連携した出前講座の実施や動画等を活用し、市民・事業所等への障害理解の啓発を行っています。

引き続き、障害を理由とした差別の解消に向けて、取組を進めていきます。

川崎市（健康福祉局、こども未来局）

（健康福祉局）本市では、各区役所内に「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者や障害のある方、子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を目指す取組を進めています。

具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能の充実を図るとともに、専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進しています。

今後についても、こうした取組を推進するとともに、国の示す「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステム構築をめざします。

また、地域移行を含め障害のある方が地域で自分らしく生活するためには、公共施設のバリアフリー化や障害福祉サービスの充実といった環境整備に加え、市民理解の促進が重要であると認識しております。「手をつなぐフェスティバル」といった普及啓発のイベントや、小学校において実施している福祉に関する副読本「ふれあい」を活用した取組などを通じ、障害に対する市民の理解促進を図ってまいります。

(こども未来局) ヤングケアラーを含め、様々な生きづらさを抱える子どもは、児童虐待、不登校やひきこもり、発達上の課題、家族の世話に追われているといった課題を複合的に抱えていることに加えて、周囲から置かれている状況が見えづらく支援の手が届きにくいことも考えられるため、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的、専門的に取り組んでいく必要があると考えております。

現在、困難を抱える学齢期の子どもを把握する方法や情報共有の必要性等について、関係局区と連携し検討しているところがございますので、検討結果を令和7年度に策定予定の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」に反映し、効果的な予防や支援に繋げてまいりたいと存じます。

相模原市（こども・若者未来局、健康福祉局）

ヤングケアラーの実態把握につきましては、令和6年度に「ヤングケアラーの疑いを持った時のフロー」及び「早期発見のためのチェックリスト」を教育委員会と作成し、市立小中学校・義務教育学校に配布し、把握に努めるとともに、必要な支援につなげる仕組みを構築しました。

引き続き、経験者の御意見を踏まえながら、把握・支援に取り組んでまいります。

相談・支援体制の取組につきましては、関係各課、機関で連携をし、ヤングケアラーの実態把握をはじめ、世帯の抱える複合化した課題の解決に向けた包括的支援体制の整備を推進しております。また、本年4月から、社会福祉法に基づく重層的支援会議を設置するなど、重層的支援体制整備事業を活用し、「断らない相談支援体制」を構築しております。

また、障害に関する差別や偏見のない共生社会の実現には、幅広く市民の皆様が障害について理解していただくことが重要であると考えております。このため、「共にささえあい生きる社会」をキャッチフレーズに掲げた広報活動や共生社会推進サポーターの養成等による障害の理解促進、相模原市障害者差別解消支援地域協議会における差別に関する相談の情報共有等を行うとともに、民間事業者に対し、障害者差別解消法のリーフレットの配布等を行ってまいりました。こうした取組により、障害に関する理解は徐々に深まってきているものと捉えており、今後も、共生社会の実現に向けて、市民の皆様の障害に対する理解促進や民間事業者への合理的配慮の提供の促進など、各種施策を推進してまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ ヤングケアラーの実態把握の推移を注視しつつ、課題の把握を継続する。

2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

災害時・緊急時にも安定した提供体制を維持できる地域の医療・介護体制を構築するため、医療機関・介護施設の運営維持と、平常時からの人材の計画的確保や処遇改善、働く環境の整備を進めることを求める取り組み。

重点8 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療機関・介護施設等が直面している資器材の更新や、食材の価格高騰に伴う病院食提供の難しさ等の課題について、実態把握のための調査と分析、結果の公表を通じた対応策を講じること。

神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

【医療機関について】

医療機関について、県では、電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、令和4年度、令和5年度、令和6年度に引き続き、令和7年度についても、令和6年8～10月分、令和7年1～3月分の支援金の支給を行っています。

病院経営を取り巻く厳しい環境を踏まえ、県では、短期的・中期的な視点から具体的な支援策等を検討するため、医療関係者や有識者を構成員とする「神奈川県病院経営緊急対策会議」を設置しました。

当該会議でいただいたご意見も踏まえ、特に県民の皆様への影響が大きい救急医療を提供する病院に対する緊急的支援金等を本年9月補正予算として計上しました。

一方で、物価高騰の影響は全国共通の課題のため、地域によって対応が異なることがないよう、診療報酬改定など全国一律の対応を行うべきであり、県独自の調査は考えていませんが、今後も国に対して、繰り返し要望していきます。

【介護保険施設等について】

また、介護保険施設等について、資器材の更新にかかる費用は、介護報酬や入所者から徴収する居住費を原資に事業者において積み立てていくよう介護保険上、制度設計されています。

食費・居住費については、利用者負担第1から第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定し、標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付しています。令和6年8月に、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を一日当たり60円引き上げる改正が行われましたが、食費は改正されませんでした。

本県では、こうした状況を踏まえ、物価高騰の影響を受けて、困難な経営に直面している高齢者施設等に対し、国の臨時交付金を活用して、事業継続に向けた支援金を令和4年度から令和6年度にかけて、支給してきました。

資器材の更新や食費に係る取扱いは全国一律に取り扱われるべきものであることから、県が独自に調査や対応策を講じることが考えていませんが、国に対し、今後も予想される物価の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みの導入を要望するとともに、その動向を注視していきます。

横浜市（医療局、健康福祉局）

医療に関しては、本市では、産科や小児医療、救急、感染症等、政策的医療への支援を行うとともに、人材確保に向けた支援も重ねて実施しています。

さらに、資器材や病院食などに係る医療機関の消費税負担の解消や、診療報酬の改善、緊急的な財政支援について、繰り返し国に要望しております。

引き続き、国の動向を注視しつつ、医療機関が直面する様々な課題に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

介護に関しては、国の臨時交付金を活用して、物価高騰等に直面している高齢者施設等が各種サービスを安定して行うための高齢者施設等物価高騰対策支援事業を令和4年度、5年度に続き、令和6年度においても実施いたしました。引き続き、国の動向を注視していきます。

介護施設等における資器材の更新については、一定の条件を満たす場合に、センサー付きベッドや特浴等、介護ロボット・ICT機器の更新費用に対する助成を行っています。

また、本市では3年に1度、市内の介護施設等を対象に「事業所を運営する上での課題」等についての実態調査を実施し、その結果を踏まえて、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定しています。

引き続き、介護施設等が直面する建物や設備の老朽化対策など、様々な課題について調査・分析を行い、必要な支援に取り組んでまいります。

川崎市（健康福祉局）

医療機関・介護施設等における取組等について、それぞれ回答いたします。

初めに、医療機関ですが、近年の物価高騰等による医療機関への影響や課題感については、関係団体から要望をいただいていることもあり、認識しているところです。医療機関は国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行っていることから、その対応については診療報酬の改定や交付金の拡充等により国において一元的に行うべきであると考えております。このことから、本市では、診療報酬体制について、今後も予想される物価や賃金の上昇に柔軟かつ速やかに対応できる仕組みの導入や、国から直接の補助や新たな交付金の創設など、他の自治体とも連携を図りながら、国に対して要望を行っているところです。また、物価高騰に伴う実態把握につきましては、既に次期診療報酬の改定に向けて国等においても実施されており、協力する市内医療機関の負担等も考慮し、本市独自に行う予定はございませんが、今後も国の動向や社会状況の変化を見極めながら、国への要望や交付金を活用した支援について検討してまいります。

次に、介護施設等における物価高騰への対応については、介護サービスを継続して提供している事業者に対して高齢者等の生活の場を維持し、安定的な提供体制を確保するため、「令和7年度川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」を実施し、市内の事業者に対して給付金を交付いたしました。今後につきましては、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に国が実施する「介護事業経営実態調査」の結果を注視する等、実態把握に努めてまいります。

相模原市（健康福祉局）

医療機関などの経営状況につきましては、長期化する物価や人件費の高騰により、救急医療を担う病院を中心に深刻な経営危機に面していると伺っていることから、本市としましては、救急医療を担う協力病院に対して、ヒアリングを通じて課題を抽出し、本市独自の緊急支援金を交付しております。

また、医療提供体制の確保を担う神奈川県においても、医療機関への物価高騰支援を実施しておりますが、引き続き、国及び神奈川県に対して、診療報酬への反映や支援等の要望を行ってまいります。

介護施設等の改修及び物価高騰に対する助成につきましては、国・神奈川県の補助金を活用し実施しているものでございます。引き続き、実態把握を行い、事業の実施に努めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。

3. すべての子どもが健やかに成長することができる社会づくりを求める取り組み

子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、子どもたちの健やかな育ちを見守る地域社会づくりを求める取り組み。

重点9 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

災害時も見据えて地域医療・介護等の体制が維持できるよう、医療・福祉・介護等の専門人材の計画的な人材育成・確保を進めること。

医療・介護職場において、虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを尊重し賃金をはじめとした処遇改善を行うことにより、人材の定着、離職防止がはかられるよう、必要な資金確保に向けた予算の確保および支援策を講じること。

神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

【医療人材について】

県では、医師確保対策の中長期的な取組として、県内の4大学医学部に「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行っています。

この地域枠による大学の臨時定員増は、令和元年度末までの措置でしたが、本県をはじめとする都道府県の要望活動の結果、令和8年度まで制度が延長され、本県では、合計25名の地域枠の増員が認められておりますので、令和9年度以降も地域枠が維持できるよう、

引き続き国に要望していきます。

県の地域医療に貢献する意識の涵養を図るために、医学生・医師を対象にした県の地域医療や医師が不足する診療科に対する普及啓発を行うイベントを開催していきます。

看護師についても、修学資金制度の継続や勤務環境改善の支援により、引き続き県内での就業・定着に結び付けていきたいと考えています。

県では、神奈川県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医師や看護師等の医療従事者の労務管理の適正化やタスク・シフト/シェアなどの勤務環境改善、ハラスメント対応などについて支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による補助メニューを活用し必要な支援を行っていきます。

加えて、国に対し、全国知事会等を通じて、医療人材の給与をはじめとする処遇が改善されるよう、診療報酬で業務に見合った適切な評価を行うことを要望しており、引き続き国に働きかけていきます。

【福祉・介護等人材について】

福祉・介護人材の人材育成・確保のため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。

人材の確保については、就職相談会や職場体験事業を行うほか、介護の仕事の魅力発信や、多様な人材層に応じた就職希望者と事業者のマッチング、介護未経験者の参入促進等の施策を進めており、人材の育成については、研修を行う民間事業者等の指定を通じて、研修の受講機会を確保するとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指していきます。

また、職場環境を整備し、人材の確保と育成を図ることは重要であり、県では経営者層に向けたマネジメントセミナーを開催するとともに、社会保険労務士や税理士等の経営アドバイザーを事業所に派遣することなどを通じて、個々の職場環境に応じた具体的な解決を図る取組を進めているほか、週休3日制の導入を柱とした多様な働き方の導入を県内の介護事業所に促進していくにあたり、共通マニュアル等を制作し、促進に向けた検証事業を実施しています。

加えて、介護施設等職員を対象として、避難確保計画やBCPの訓練支援を含めた介護施設等の災害対策に必要な知識を有する防災リーダーを養成するための研修を実施するほか、日頃の訓練や計画の見直し等、介護施設等における災害対策についての相談窓口を運営する事業を実施し、災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援しています。

介護保険事業所に対し、虐待防止の取組に係る運営指導や虐待防止法の趣旨の周知等を進めるとともに、管理者等の責任者向けに、カスタマーハラスメントの対処方法や心得、対処法の実例を紹介する、弁護士による「ハラスメント対策研修」をオンラインで実施するほか、弁護士による法律相談窓口を設置する事業を実施し、ハラスメントの防止を図っています。今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられたことにより経営難に直面する訪問サービス事業者を支援し、在宅介護のサービス提供体制を維持するため、基本報酬の引上げを検討するよう国に要望しています。

介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣する事業を行っており、引き続き事業所の支援を行っていきます。

横浜市（医療局、健康福祉局）

横浜市医師会および横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援や中小病院の看護人材採用支援、潜在看護師の復職、復職後の定着支援などの人材育成・確保の取組を関係団体と連携しながら引き続き実施し、地域医療の体制維持に向けて取り組んでまいります。

また、令和7年度にも、国に対して物価や賃金の上昇に適切に対応できる診療報酬制度の構築について要望を行いました。今後も医療機関における人材確保や働きやすい職場環境づくりの支援について取り組んでまいります。

また、本市では、自然災害や感染症が発生しても、介護サービスを安定的・継続的に提供することができるよう、厚生労働省令に基づき条例等で、業務継続計画の策定を義務付けています。各介護保険施設・事業所への集団指導の際に、業務継続計画についての周知等を行うとともに、業務継続計画の策定後、必要な研修及び訓練を実施しているか、個別の運営指導等において確認・指導しています。併せて、業務継続計画に関するセミナー等を周知するなど、適宜情報提供を行っています。引き続き介護保険施設・事業所と本市との間で連携を図り、支援体制の構築に努めます。

介護現場における虐待防止に関して、検討委員会や指針の設置、従業者に対する研修が義務付けられています。また、介護サービス事業者は、従業者に職場におけるハラスメントに係る方針等の明確化及び周知・啓発を行い、従業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をしています。本市としては、集団指導や運営指導等、機会を捉え、適正な対応がなされるよう、今後も必要な対応をしていきます。

介護サービス事業者の処遇改善加算については、令和6年4月の介護報酬改定により、加算率を引き上げる措置がなされました。今後も国の動向を注視してまいります。

また、本市では、国に対して、介護職員等の処遇改善の拡充について、全額国庫負担による補助金の創設等を含め要望しています。

川崎市（健康福祉局）

医療・介護職場における取組等についてそれぞれ回答いたします。

初めに、医療職場ですが、神奈川県においては、医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談に対して専門的な支援を行っています。本市におきましても、医療機関における医療従事者の勤務環境改善を推進するため、県と協調しながら、当該センターによる専門的な相談窓口をはじめとした有用な内容の情報発信や普及啓発に努めてまいります。

また、令和6年度診療報酬改定におきまして、医療従事者の処遇改善を図るため、「ベースアップ評価料」が新設されたところですので、改定の効果を見極めてまいります。

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療依存度の高い人も含めて、誰もが可能な限り自宅や住み慣れた環境で暮らし続けることができるようにするためには、円滑な多職種連携のもと、必要な知識・技術・経験を有し、地域の医療・介護現場などで活躍できる人材の養成・確保することが必要不可欠であると認識しております。川崎市立看護大学・大学院や市内関係団体等と連携し、災害時の対応も視野に入れつつ、人材の確保・養成を進めてまいりたいと存じます。

次に、介護分野についてですが、災害時の介護体制の維持については、引き続き、総合研修センターにおいて災害対応研修を実施するなど、専門人材の育成・確保に努めてまいります。

また、介護職場におきましては、介護サービスの最大の基盤は人材ですので、介護職員が安心して従事できる就業環境を整備できるよう、神奈川県とも連携を図りながら、国が作成したマニュアルの活用や各種研修を実施するなど、総合的なハラスメント対策に取り組んでまいります。

介護職員等への支援につきましては、国は介護報酬等の制度設計について、県は職場環境の整備について、市は人材の呼び込みや定着支援などについて、それぞれが役割を果たしながら取組を進めることが重要であると考えております。

今後につきましても、第9期かわさきいきいき長寿プランに基づく、介護職員の確保・定着の支援に向けた取組について、着実に進めてまいりたいと存じます。

相模原市（健康福祉局）

災害時を見据えた医療体制の維持に向けましては、医療体制の助言を担う市災害医療コーディネーターの確保・拡充に取り組んでいるほか、神奈川県及び市薬剤師会と連携を図りながら、市災害薬事コーディネーターの養成支援に取り組んでおります。

災害時の介護等の体制維持につきましては、これまで市内の事業者向けにBCP（業務継続計画）策定研修を実施するなどして啓発に努めております。

また、医療現場における環境づくりにつきましては、「第8次神奈川県保健医療計画」において、勤務環境改善の支援や働き続けることができる職場環境の整備が施策の方向性として定められていることから、今後も、神奈川県の動向を注視してまいります。

介護職場における職場環境づくりにつきましては、介護職員向けのメンタルヘルス相談の実施や相談窓口を設置することで、職員の心理的安全性を高め、その能力を最大限に発揮することができる環境の整備に努めております。

また、介護人材の処遇改善につきましては、介護サービス事業所に対する集団指導講習会等の機会を通じ、処遇改善やベースアップ等支援加算など、賃金等に関する制度の周知及び活用促進に努めております。

今後も、運営法人・介護サービス事業所との意見交換を通じた実態把握に努めつつ、離職防止対策などをテーマとした事業所向けの研修の実施や介護サービス事業所における処遇改善等に係る加算取得の促進等により、介護現場における職場環境の改善及び介護人材の処遇改善に向けた取組を進めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 災害時をも見据え、継続的な人材の確保・定着支援を求める。
- ・ 診療報酬改定にかかる協議の推移を注視する。

重点10 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

すべての子どもたちが、それぞれの地域で安心してのびやかに過ごすことができるように、子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させること。

妊娠にかかる費用への助成、小児医療費助成等、自治体間での格差を生じないように実施すること。そのために必要な財政的裏付けおよび制度化のための法改正等について、国に対し積極的に要望すること。

神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

国（こども家庭庁）の「こども・子育て支援加速化プラン」に示された子ども施策の着実な実施を図るとともに、子育て世帯への経済的支援に位置付けられなかった、3歳未満児を含む保育料の完全無償化についても早期に実施することを国に対して要望したところです。

すべての子どもたちがそれぞれの地域で安心してのびやかに過ごすことができるように、自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講じることも国に引き続き要望していきます。

出産にかかる費用については、国において令和8年度を目途に標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進めることとしていることから、動向を注視していきます。

また、妊婦健康診査にかかる費用については、居住する地域や個々の経済的状況にかかわらず等しく適切に受診できるよう、その財源を地方交付税措置ではなく全額国庫負担により行うことについて、国に、新たに提案しており、引き続き要望していきます。

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な制度を創設するべきと考えており、国に対して、「全国知事会議」や「国の施策・制度・予算に関する提案」により、引き続き要望していきます。

横浜市（こども青少年局、健康福祉局）

本市では、出産費用助成や小児医療費助成など、さまざまな施策を進めています。

小児医療費助成に関しては、周辺のほとんどの自治体で18歳年度末までを対象としています。本市としても令和8年度中に対象年齢を18歳年度末まで拡大することを目指して検討を進めています。

一方、これらのような施策は全国一律で行うべきであり、地方自治体単独での十分な財源確保は困難であるため、国の責任と財源において、一律の助成制度を構築するよう提案・要望してまいります。

川崎市（こども未来局）

安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があると考えております。

全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスの充実について他都市とも連携しながら国に対して引き続き強く要望していくとともに、保育・子育て総合支援センターの整備など切れ目ない相談支援体制の構築や待機児童対策の推進等により、安心して子育てできる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

妊娠にかかる費用への助成につきましては、本市では14回分の妊婦健診費用の助成を実施しており、本年7月より、これまでの補助券方式から受診券方式へ変更し、妊娠期の相談支援や保健指導に活用できるよう、実施機関から健診結果を収集して、妊婦の健康づくりや生活習慣の改善などにつなげることにいたしました。健診にかかる費用の助成額につきましては、市内医療機関における妊婦健診費用を考慮しながら、本年4月受診分から、上限額135,000円へ増額を図ったところですので、まずは事業の安定的な運用を進めるとともに、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

川崎市小児医療費助成制度につきましては、令和8年度中に一部負担金を撤廃し、対象年齢を18歳まで拡大するよう、制度拡充の検討を進めているところです。

また、将来を担う子どもの医療費につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築するべきであると考え、これまでも国に対し要望を行ってまいりました。今後も引き続き、国に対し要望してまいります。

相模原市（こども・若者未来局）

子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担の軽減につきましては、本年度予算において、市立小学校及び義務教育学校1年生の学校給食費無償化をはじめ市立小中義務教育学校における修学旅行費用の一部支援や教材等整備事業などの取組を実施しています。

今後も、子育て世代のニーズを的確に把握し、限られた財源の中で、効果的な取組を実施してまいります。

妊娠にかかる費用への助成につきましては、本年4月に、妊婦健康診査費用への補助上限額を総額90,000円から115,000円に増額し、妊婦の負担軽減を図っております。

小児医療費助成制度につきましては、子ども達が全国どこでも同じ制度の下で医療を受けられるよう、国に対して統一した制度の創設を要望しており、引き続き、指定都市市長会等を通じて国へ要望してまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 各自治体の財政状況に左右されず安定的に制度を運用できるよう、地方負担に依存しない全額国庫負担を基本とした恒久的な財政措置を求める必要がある。
- ・ 県と政令市が連携して国への要請を強化することを求める。

※参考

2025 年度 県議会 第1回定例会
(かながわ未来 京島 けいこ)

認知症行方不明者の早期発見に向けた施策の強化

問 認知症で行方不明となる高齢者の早期発見に向け、どう取組を強化するのか、知事の所見を伺う。

答 「認知症等行方不明SOSネットワーク」により、他の市町村や県外自治体と行方不明者の年齢や外見上の特徴などを情報共有し、検索につなげてきた。今後は、夜間等でも対応するため、検索依頼を一斉送信できるシステムを開発するとともに、蓄積した行方不明者情報を市町村や県警察と連携して分析し、取組を充実させる。

2025 年度 県議会 第2回定例会
(かながわ未来 作山 ゆうすけ)

がん患者の「心のつながり」の支援

問 がん患者等が抱える様々な不安や悩みを軽減するため、「心のつながり」をどう支援するのか、知事の所見を伺う。

答 「かながわがんピアサポーター^{*1}」が、相談対応だけでなく、患者同士のつながりもサポートできるよう、技術習得を図る研修を実施する。また、がん患者サロンなどの交流企画を、「防がんMAP神奈川県版^{*2}」も活用し、周知していく。

2025 年度 相模原市議会 第1回定例会
(さがみみらい 森 繁之)

Q 医師の働き方改革が進む中で二次・三次救急医療(※)の体制は

市長 市病院協会等の協力で、現状は体制を確保できている一方、救急医療を担う医師の確保などが厳しさを増しているとの意見も聞いており、実情を把握し、必要な支援に努める。

2025 年度 相模原市議会 第3回定例会
(さがみみらい 森 繁之)

Q 福祉・教育分野の市民サービス 国に財政措置を求める考えは

市長 子どもの医療費助成や学校給食費の無償化等は、国の責任と財源で全国一律に実施するものとする。一方で、本市の強みを生かした施策を推進し、その財源も国へ要望していく。

Q 生活保護受給者への支援 自立に向けた取組の強化策は

市長 職歴や希望等を踏まえ、ハローワーク等と連携し仕事探しの支援を進めている。また、毎月提出を求めている求職活動状況報告を確認し、就労意欲の喚起に向けた助言を行っている。

【社会インフラ】

- 重点 11 防災計画策定に弱者の参画を確保し、観光地特性を踏まえた地域外避難者対応を平時から検討 ①
- 重点 12 交通・水インフラの老朽化・耐震対策を技術活用で加速し、担い手人材の育成・確保を推進 ①
- 重点 13 貨物輸送ドライバーの負担軽減のため、共同配送拠点整備や駐車規制見直しを検討 ②
- 重点 14 再配達削減に向け、多機能ロッカーや宅配ボックス設置を促進 ②
- 重点 15 公共交通を生活インフラとして維持し、人材確保と処遇改善で持続可能性を確保 ②

1. 安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み

多発する災害への対応や公共インフラの維持管理・更新、生活に欠かすことのできない物流の災害対応と日常における停滞防止、犯罪抑止等、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み。

重点 11 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地域防災計画は、地域の住民をその対象とした計画であり、その更新および防災訓練等の実施にあたっては、被災時に弱者となりやすい立場の人が意思決定に参加しながら進められる必要がある。

しかし、実際に発災した際には過去の災害を例に引くまでもなく、避難所とされるところには地域住民以外の多くの避難者が集まることが容易に想定される。

特に観光地を多く抱える神奈川においては、その初動において地域防災計画には想定されない、地域外避難者への対応等について、普段から地域中での理解を広げておく取り組みもあわせて進めること。

神奈川県（くらし安全防災局、文化スポーツ観光局）

神奈川県地域防災計画の更新については、神奈川県防災会議において、女性や居住外国人といった様々な立場を代表する委員の皆様の審議を経て決定されますが、引き続き、被災時に弱者となりやすい多様な立場の方々のご意見等を県地域防災計画に反映できるよう努めていきます。

防災訓練等については、毎年実施しているビッグレスキューかながわにおいて、災害時における聴覚障がい者や盲ろう者への対応などについて、当事者や支援者団体から、事前に訓練参加者に対して説明をしています。

また、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」では、避難所への入所対象者として「地域外から来た者のうち、長期間に渡って帰宅することが困難である者」と明記し、市町村に地域外避難者への対応をあらかじめ検討しておくことを周知しています。

さらに、県内の観光事業者等に対して、県が作成した「観光事業者のための災害対応マニュアル」を周知するほか、市町村に対しても、専門家による観光危機管理に関する研修等を実施するなど、観光の視点から災害対応に係る情報共有や啓発活動を行っています。

横浜市（総務局）

横浜市防災計画では、災害時において、被災者の状況や必要とする支援は一人ひとり異なることから、多様な視点・意見・ニーズの反映がなされるよう取組を進める、としています。

また、帰宅困難者対策にあたっては、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる「帰宅困難者一時滞在施設」の指定や、帰宅困難者等の発生自体を抑制することを目的とした「一斉帰宅抑制」等の対策を行っています。引き続き本市ウェブサイト等を活用して、帰宅困難者対策の周知・啓発等に努めてまいります。

川崎市（危機管理本部）

本市では、地域防災計画の修正にあたり、住民組織や福祉団体など、市域で活動する多くの団体や関係機関の意見を反映させるとともに、パブリックコメント手続きを通じて、様々な立場の方々からの意見を踏まえ計画の修正を行っております。

地域外の避難者等への対応としては、多くの滞留者が想定される主要駅を中心に、帰宅困難者一時滞在施設を確保するとともに、関係機関等との連携のもと、帰宅困難者対策訓練を実施するなど、地域における周知等を図っているところです。

相模原市（危機管理局）

避難所の運営に当たりましては、当該地域の自治会や担当市職員、施設管理者などから構成される避難所運営協議会が担うこととしておりますが、本市では観光や通りすがりなど、地域住民以外の方が被災により避難所に訪れることも想定し、避難所運営マニュアルを整備しております。

避難所の運営は、居住地に関わらず避難者全員で協力して行う必要があることから、訓練等の経験のない方でも理解しやすいよう、同マニュアルの中で、役割分担の例や具体的な作業手順などを記載しており、避難所運営協議会の皆様と共有しているほか、各避難所に配備しております。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 避難所運営マニュアルや指針等の運用状況を引き続き注視する。

重点 12 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道、工業用水等の耐震化、老朽化対策を迅速かつ着実に進めるため、AI やドローンなどの技術活用も進めるとともに十分な予算確保を行うこと。

また、保守を担う人材については、その社会的重要性について広く理解を広げ、産官学の連携により工業高校等とのつながりも深めながら、人材の育成・確保を行うこと。

神奈川県（県土整備局、健康医療局、企業局）

【上水道について】

県では、「神奈川県水道ビジョン（令和6年3月改定）」において、DXの推進等による「効率的な事業推進」、職員教育の充実等による「技術力の確保」及び施設の重要度や老朽化の状況を考慮した「水道施設の計画的な耐震化」等を目標に掲げ、国庫補助金の活用等により、水道事業者における基盤強化に係る取組を支援しており、更なる推進のため国庫補助金の採択基準の緩和等について国へ働きかけを行っています。

県内12市6町を給水区域とする県営水道では、令和6年度に新たな経営計画を策定し、大規模地震の発生に備え、管路を含む水道施設の耐震化を進めるとともに、浸水、停電対策の充実など、風水害への備えを強化することとしています。老朽化した水道管路の更新や水道施設の整備などを計画的に進めるため、経営計画では、5年間で約1,500億円の施設整備費を見込んでおり、各年度において予算の確保に努めるとともに、ドローンやウェアラブルカメラ等の技術などを活用しながら、効率的に事業を進めていきます。

【橋梁やトンネル等について】

橋梁やトンネル、下水道の点検について、AIやドローンなどの日々進歩するデジタル技術の活用を進めています。県が所管する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラ及び流域下水道は、施設の耐震化や老朽化対策を推進するため適切な予算を確保するとともに、国に対し、十分な予算措置を講じるよう働きかけていきます。

【保守を担う人材について】

これまでも、職員の技術力向上や技術継承のための研修や、採用試験の受験者増に向けた取組について、民間団体や教育機関と連携し取り組んできましたが、研修制度の充実や技術系高校への働きかけを行うなど、引き続き、人材の育成・確保に努めていきます。

県のインフラを支える技術職員の確保は喫緊の課題であり、生徒・学生等への情報発信を行う他、高校・大学を積極的に訪問して関係を深めるなど、人材育成・確保に取り組んでいきます。

横浜市（水道局、下水道河川局、道路局、経済局）

上水道事業に関しては、市民の皆様に安定して水道水・工業用水をお届けするため、施設の耐震化・老朽化に伴う更新の着実な実施に向けて、現在試行している AI を活用した最適な送配水管更新計画策定やドローンを活用した配水ポンプ場の遠隔巡視等、DX 推進に積極的に取り組むとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

下水道事業に関しては、人口減少や施設の老朽化が進行していく中でも、安定的かつ継続的に下水道サービスを提供していくため、将来にわたる財政状況を見通し、施設・財政・組織を一体的に管理するアセットマネジメントに取り組んでいきます。また、公民連携や AI などデジタル技術の活用を推進し、生産性の向上を進めて、持続可能な事業運営に取り組んでいきます。

道路事業に関しては、路面化空洞調査において AI 技術を活用しているほか、舗装診断においても AI 活用の可能性を探るため試行実施しています。

橋梁とトンネルの点検、老朽化対策及び耐震化対策については、AI やドローンを含む新技術（工法または材料）の検討を行い、採用について総合的に判断し、活用を進めつつ、引き続き、適切な予算を確保し、事業を推進していきます。

また、道路局では、「横浜市内の道路橋及びトンネルにおける保全更新技術に関する産・学・官連携協力協定」を締結しており、市内の建設会社、設計会社、横浜国大と連携し、定期的に現場見学会や点検報告会等を行い、保全更新技術力の向上に取り組んでいます。

インフラ業界等の人材不足分野の人材確保に向けた取組については、「神奈川人材確保対策推進協議会」を通じて、国や県、その他関係団体と連携事項を協議しており、引き続き諸施策についての協議を進めてまいります。

川崎市（建設緑政局、上下水道局）

（建設緑政局）市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、トンネル等の道路施設につきましては、道路法施行規則の一部改正により、平成 26 年度から 5 年サイクルの近接目視等を基本とした定期点検を実施しております。この結果を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るために策定した「川崎市道路維持修繕計画」、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」、「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、損傷の程度や重要性などに応じ、優先順位を付けて補修や耐震対策を実施しておりますので、計画の推進に必要な人員と予算を確保し、今後も持続可能で効率的な維持管理に務めてまいります。

（上下水道局）水道施設につきましては、これまで更新や耐震化を進めてきており、浄水施設・配水池・配水塔の耐震化は完了しています。管路につきましても継続して更新を進めており、現在の耐震化は約 4 割を超えたところです。工業用水道施設につきましては、これまで耐震化を中心に進めてきており、現在、浄水施設及び配水所の耐震化は完了しており、管路についてもほぼ耐震化は完了しているところです。今後につきましては、国に対し、財源の確保や交付金制度の改善等について要望活動を行うなど、必要な予算を確保し、老朽化した管路の更新・耐震化を進めるとともに、AI 技術などを活

用した維持管理の導入を検討してまいります。

下水道施設につきましては、市民の安全で安心な暮らしを持続するため、浸水、地震、老朽化対策など国土強靱化のための対策について、国に対し、財源の確保や交付金制度の改善等について要望活動を行うなど、必要な予算の確保に取り組んでまいります。

また、人員の確保につきましては、川崎市職員採用説明会などを通じて、上下水道局の魅力を積極的に発信するとともに、専門的な知識・技術・技能を確実に継承するため、OJT を中心に人材育成を推進してまいります。

相模原市（都市建設局、環境経済局）

道路、簡易水道、下水道の維持管理につきましては、耐震化や都市基盤の老朽化による修繕が必要な箇所が増加が見込まれていることから、国庫補助等の予算を確保しつつ、新技術の活用を検討するなど、管理業務の効率化を図ってまいります。

また工業高校との連携につきましては、市内の土木に関連した学科コースを有する県立高校と連携し、公共工事の現場見学を実施しており、建設業の魅力発信や公共工事に携わる事業者・市職員の役割や社会的な意義について理解促進に努めています。今後も、将来の人材確保に向けて取組を継続してまいります。

地域産業界の人づくり支援事業につきましては、地元企業の求人情報を掲載した就職支援サイト「サガツクナビ」を運営し、情報発信するとともに、企業と学生の交流会等を開催し、地元企業への就職を希望する学生を支援しております。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 要求内容に対応した取り組みが進められている。
- ・ 各都市予算に限りがあることは承知をしているが、喫緊の課題であり進捗を注視する。

※参考

2025 年度
相模原市議会 第1回定例会
(さがみみらい 松浦 千鶴子)

下水道管などのインフラの維持 点検の状況や安全対策は

Q 八潮市での道路陥没事故
(※5)を受けて実施した緊急
点検の結果は。

市長 大型下水道管と主要な路線を点
検し、異常はなかった。老朽化
に伴うリスクに備え、点検等の
対象施設を拡大するほか、計画的
に修繕等を行う予防保全型の
施設管理を実施していく。



下水道施設の緊急点検
(マンホール周囲の段差や
沈下等を確認する様子)

Q 市が発注する地下工事における安全対策は。

市長 工事着手前に施工計画書の提出を求め、公衆災害等を防止する観点から安全に係る事項を事前に確認している。引き続き、確認を徹底するほか、立ち会いでの施工状況の確認や安全講習会の内容の充実など、受注者とともに安全確保に努める。

2. 誰もが求める場所や、情報に容易にアクセスできる仕組みの整備を求める取り組み

地域住民の移動の自由、移動の権利保障の観点から、交通弱者・交通空白地への対策を求める取り組み、および社会のデジタル化から取り残される存在をつくることなく、情報格差の解消を求める取り組み。

重点13 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

事業所あての配送、個人向け配送を問わず、貨物輸送は社会の主要インフラとなっている。その輸送を担うドライバーに過度な負担とならないよう、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備を進めること。

〔神奈川県〕

東京都で実施されている「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」等を参考に、神奈川県においても駐車規制の見直しに向けた検討を進めること。

神奈川県（産業労働局、県警本部）

県では、貨物輸送を担うドライバーの負担軽減につながるよう、下請取引を行う事業者の方に対し、荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減を要請しています。

また、重要な社会インフラである物流を支えるための取組として、物流効率化に資する設備を導入する経費に対する補助を実施したほか、再配達への削減に向けた、県民の意識改革や行動変容を促すための広報を実施しています。

さらに、県警察では、従前から交通実態や交通環境、駐車場の効用に配慮し、駐車規制の見直しを推進しています。今後も関係機関・団体等に対し、駐車需要に見合った路外駐車施設・荷捌きスペースの確保について、働きかけを行うとともに、物流事業者や地域の方々の要望・意見を踏まえ、貨物集配中の車両に係る規制の見直しを図っていきます。

横浜市（都市整備局、経済局）

事業所あての配送車両については、横浜市駐車場条例において、一定規模の建築物の建築主に対して荷捌き駐車場の敷地内整備を義務付けています。また、同条例の中で、共同荷捌き場を設ける場合に隔地化を認める特例基準を設けています。

運輸業をはじめとする、人材不足分野の人材確保に向けた取組については、「神奈川人材確保対策推進協議会」を通じて、国や県、その他関係団体と連携事項を協議しており、引き続き諸施策についての協議を進めてまいります。

川崎市（まちづくり局）

荷さばきにつきましては、商業店舗数や歩行者量が一際多い川崎駅東口地区（駐車場整備地区）において、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、共同住宅等の低利用駐車場や民間駐車場を活用した共同荷さばき場に関する取組等を位置付けているところです。今後も、事業者等と連携を図りながら取組を検討してまいります。

相模原市（都市建設局）

荷さばき駐車場については、相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例において設置の義務化はしておりませんが、荷さばき駐車場の整備施策について調査を進めております。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会の主要インフラとなっている貨物輸送を担うドライバーの負担軽減のためにも、地域特性に応じた共同配送拠点や荷捌き駐車場の計画的整備が必要。
- ・ 再配達削減や物流効率化とあわせ、制度・施設整備・規制見直しを一体で進め、物流現場の持続可能性を高める政策パッケージとして整理の方向性を示すことが必要。

重点 14 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

環境負荷低減の面からも、再配達の抑制が求められている。駅や公共施設への多機能ロッカーの設置を進めるとともに、個人宅や集合住宅の新築、改築にあたっては、宅配ボックスの設置を推奨するなど、再配達抑止の環境整備を進めること。

神奈川県（環境農政局、産業労働局）

県では、再配達の削減に向け、県民の意識改革や行動変容を促すため、引き続き、再配達が大气汚染物質や地球温暖化の原因となるCO₂の排出量を増加させ、地球環境にも負荷を与えていることを県ホームページで周知するとともに、宅配ボックス、街なかにある宅配ロッカーやコンビニ受け取りの活用などを呼び掛けていきます。

横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、経済局、建築局、交通局）

温室効果ガスの排出削減には、再配達をできる限り少なくすることは有効と考えますが、宅配ボックス利用やアプリを活用した日時指定などの民間事業者によるサービスが広がっているほか、国においても、ポイント還元を通じた宅配の再配達率を半減するための実証事業の開始、建築基準法における宅配ボックス設置部分に関する容積率緩和の規定の適用など、宅配ボックスの設置に関して既に一定の支援策等が講じられており、横浜市としては、これらの動向を注視しているところです。

なお、交通局では、事業者の提案により市営地下鉄 14 駅に 15 基の多機能ロッカーを設置しております。今後も、各駅の設置場所や電源等のインフラ整備状況を踏まえながら設置の検討を進めてまいります。

川崎市（環境局）

環境局地域環境共創課；宅配ボックスの設置については、民間事業者と連携し、幸区、宮前区、多摩区、麻生区の庁舎に宅配ボックスを設置するとともに、市ウェブサイトにおいて時間帯指定や事前通知サービスの活用について普及啓発を行っております。

また、脱炭素アクションみぞのくち推進会議の会員企業と協力し、イベント等で宅配ボックスの利用体験も行っております。引き続き宅配ボックスの普及促進を行うなど、取組を推進してまいります。

相模原市（環境経済局）

宅配ロッカー（オープン型宅配ボックス）は、駅やスーパー、コンビニエンスストアなど身近な場所への設置が増えており、再配達防止に向けて、宅配ロッカーを活用した受け取り方や、相手方が受け取りやすい時間や場所を指定した送り方の配慮など、市ホームページ周知をしており、引き続き、周知啓発に努めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 公共施設には多機能ロッカー、集合住宅には宅配ロッカー設置の推奨、設置に向けた経費補助等、施策推進の引き金が必要。

重点 15 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。

公共交通を維持するため、運転手・整備要員等の継続的な人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。

神奈川県（横浜市県土整備局、福祉子どもみらい局）

交通不便地における公共交通の確保など、各地域課題の取組については、これまでも市町村が主体となって行っており、県は、市町村、国及び交通事業者で構成する地域交通研究会などを通じて、「神奈川版ライドシェア」等の先進的な取組などを紹介するとともに、市町が設置している地域公共交通会議において、広域的な視点から助言などを行っているところです。

交通事業者の人材確保等への支援について、県は、これまで、バス協会に対し、運転手の確保のために活用できる交付金の交付や、県ホームページにバス事業者の採用情報を掲載するなど、支援してきました。

これに加えて、令和7年度に、運転手不足への即応的な対応として、「新規バス運転手の確保」と「既存バス運転手の有効活用」に資する新たな2つの補助制度を創設したところです。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者への運賃割引を導入する交通事業者が拡大していますが、県としては、県内のバス事業者について、全ての事業者に運賃割引を導入していただけるよう、引き続き要請してまいります。

横浜市（都市整備局、交通局）

令和7年4月に、誰もが日常生活を送る上で必要不可欠である地域公共交通の取組を推進するアクションプランとなる「地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通を「守る」・「増やす」、積極的に「使う」を基本方針として定めています。本計画に基づき、既存のバスネットワークの維持や交通が不便な地域への新たな地域公共交通の導入、地域公共交通の利用促進など、各施策を体系的に推進することで、地域公共交通の充実を図ってまいります。

また、交通局では「人財確保大作戦」と銘打ち、令和5年度より大幅な給与引き上げや選考方法の抜本的な見直しを進め、人財確保や職員の処遇改善に係る取組を実施しています。

令和6年度には前年度に比べ倍以上となる99名のバス乗務員を採用することができましたが、在籍職員のボリュームゾーンが定年年齢（60歳前後）に近付いていることから、引き続き若手・ベテラン問わず優秀な人財の確保と育成に取り組むと共に、安全・確実・快適な交通サービスの持続的な提供に向けた対策を推進してまいります。

川崎市（まちづくり局、経済労働局）

（まちづくり局）地域公共交通につきましては、「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域特性に応じた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域交通環境の向上に向けた取組を進めております。

コミュニティ交通については、社会環境の変化等を踏まえ、「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を令和4（2022）年3月に取りまとめ、これまでの地域の主体的な取組については、取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業者をはじめとする多様な主体と連携し、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を進めております。

（経済労働局）交通事業者における人材確保を図るために、専門家による経営相談をはじめ、生産性向上を図るための人材育成支援等により処遇改善につなげるとともに、コミュニティ交通に係る各種制度や補助金等に関するホームページ掲載のほか、人材育成・確保に係る国や県の各種補助金などの情報を広報誌「かわさき労働情報」において掲載するなど周知を図ってまいります。

相模原市（都市建設局）

本市ではこれまでも、誰もが移動しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系の確立に向け、路線バスの輸送力確保に係る交通事業者への要請や交通不便地域におけるコミュニティ交通の導入等の取組を推進してまいりました。昨今の全国的なバス・タクシーの運転士不足の深刻化や高齢化の進行、移動需要の多様化等の社会経済情勢の変化に伴い、今後、こうした取組はますます重要となっていくものと認識しており、交通事業者と連携を図りながら、引き続き、移動手段の確保に向けた取組を推進してまいります。

また、公共交通の担い手の確保と育成は、全国的な課題であると認識しており、単独自治体による支援には限界があるものと考えていることから、関係自治体等と連携し、国・神奈川県に対して運転手の確保・育成に対する支援を求めてまいります。

② 取組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 公共交通の担い手確保に向けた具体的施策展開を求める。

※参考

2025年度 横浜市議会 第1回定例会(民主フォーラム こがゆ 康弘)

福祉

敬老特別乗車証制度の拡充

民主フ

問 高齢化の進展によって、事業費増加が見込まれています。他都市では利用者に一定の負担増をお願いし、市費を抑えられるよう制度の見直しに取り組んでいます。世代間の支え合いに加えて、世代内の負担の分かち合いを促進することで、持続可能な制度となります。敬老バス制度は応能負担の考えを踏まえた制度にすべきです。

答 今後、介護予防効果や利用目的を踏まえた社会参加促進効果、経済波及効果など、敬老バスの利用による様々な効果を総合的に、定量的に評価し、敬老バスの有用性を明らかにしていきたいと考えています。検証結果を踏まえながら、より良い制度となるよう検討していきます。

2025年度

相模原市議会 第2回定例会

(さがみみらい 谷川 ヒロシ)

Q 災害時の避難所の体制に懸念
市の責務と運営体制の現状は

市長 市は、避難所を開設して、必要な物資の供給をはじめ、避難者の健康管理等を行う。運営に当たっては、市職員等を含む避難所運営協議会を中心に、避難者全員で協力して対応する。

Q 中山間地域における交通再編
代替手段の運賃と地域の声は

市長 乗合タクシーの運賃は、バスより高くタクシーより安い設定を基本として検討している。アンケートでは、心配事として、63%の方が「料金が高い」と回答している。

【環境・エネルギー】

- 重点 16 脱炭素計画の進捗管理と効果検証を行い、再資源化等の取り組みを官民で推進 ①
- 重点 17 自転車利用の安全確保とルール浸透、専用レーン整備やシェアサイクル連携を促進 ②
- 重点 18 再エネ・蓄電池による地域エネルギー自立を進め、防災拠点の非常用電源機能を強化 ①

1. 地域と連携してカーボンニュートラルの実現を求める取り組み

脱炭素社会をめざすために、企業・住民の行動変容を促すとともに、様々な分野でサーキュラーエコノミー（循環経済）を促進させることを求める取り組み。

重点 16 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。

また、再資源化事業等高度化法を踏まえ、民間事業者への周知等を促進することはもとより、排出者としての対応も遅れることなく実施すること。

※横浜市：YOKOHAMA GO GREEN 川崎市：かわさきカーボンゼロチャレンジ2050
相模原市：相模原市地球温暖化対策計画

神奈川県（環境農政局）

県では、令和6年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を全面改定し、「2050年脱炭素社会の実現」を長期目標に位置付けるとともに、中期目標として「2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）」を目指しています。この計画では、事業者や県民の方々を含む各主体の役割を定め、目標達成に必要な取組について、ホームページやパンフレット、イベント出展等により周知しています。また、計画の進捗状況については、毎年度、部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標（KPI）の達成状況を把握した上で総合的な評価を行い、これらをホームページで公表していきます。

さらに、廃棄物処理業者や排出事業者向けの講習会等の中で、再資源化事業等高度化法に関する周知を行うとともに、本法律の趣旨を踏まえて、排出者として事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化等に努めていきます。

横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO推進局、資源循環局）

脱炭素社会の実現に向け、「YOKOHAMA GO GREEN」の趣旨のもと、引き続き、市民の

環境意識の向上と行動変容の促進につながる効果的な施策を実施します。

横浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量等を毎年度、定量的に把握・公表するとともに、本計画の各対策の進捗状況を確認し、報告書を取りまとめ公表します。

民間事業者には、公民連携組織である横浜市資源循環推進プラットフォームを通じて、周知等を行ってまいります。また、排出者としての本市の対応については、率先行動の観点から、市庁舎におけるプラスチックの再資源化を令和7年度から開始し、その他の市役所関係施設の約1,200施設についても、令和8年度の実施に向けて準備を進め高度化を図ってまいります。

川崎市（環境局）

本市では、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定するとともに、令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化推進基本計画に基づき取組を推進しております。毎年度、温室効果ガス排出量の状況をはじめとした取組状況を「かわさき環境白書」として取りまとめ、環境審議会に報告するとともに、環境審議会からの意見を聴取しながら進行管理を行っております。

目標達成に向けては、基本計画に位置付けている施策のうち、特に事業効果の高い5大プロジェクトの取組を重点的に進めてまいります。

再資源化事業等高度化法に関しては、法の趣旨を踏まえ、現在策定作業中の（仮称）川崎市循環型社会形成推進基本計画においても取組みとして位置付け、処理業者のみならず排出事業者に関しても情報提供等を進めてまいります。

相模原市（環境経済局）

本市では、令和5年11月に改定した「第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)」において、2030年度における二酸化炭素排出削減目標50パーセントを目指すこととして、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図っております。

計画の進捗状況の確認につきましては、毎年度、実施状況報告書を作成しており、相模原市地球温暖化対策推進会議において、当該計画に基づく削減目標の進捗状況や対策・施策の取組状況を把握し、計画の評価・検証を行っております。実施状況報告書や会議の議事録につきましては、随時、市ホームページで公表しております。

また、民間事業者に対しては、再資源化事業等高度化法を踏まえた中で、引き続き、廃棄物の減量化・再資源化等について周知を図っていくとともに、本市としましても市内における大規模な排出事業者として、事務事業に係る脱炭素化の取組を着実に実施してまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗管理・効果検証・公表を一層徹底し、実効性の見える化を求める。

2. 環境負荷の少ない暮らしの推進を求める取り組み

人々が暮らしの中で環境負荷の少ない選択ができるよう様々な施策を求める取り組み。

重点17 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、十分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入および車両整備の促進に努めること。

人口の多い地域、観光客の多い地域においては、シェアサイクルの広域化や事業者間連携等によって利便性を向上させ、移動手段の多様化をはかる一助とすること。

神奈川県（県警本部、くらし安全防災局、県土整備局、文化スポーツ観光局）

県は、神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を図るとともに、自転車マナーアップ運動等を通じて、自転車の交通ルール、自転車損害賠償責任保険等への加入義務、点検整備の重要性について広報啓発を強化していきます。

また、県警察では引き続き「チリリン・スクール」等の自転車交通安全講習等を通じて、交通ルールを学ぶ機会の提供に努めるとともに、神奈川ポリス搭載の「スマートチリリンスクール」の普及促進を図り、今まで交通ルールに触れる機会のなかった人たちに対しても自転車の交通ルールが浸透するよう広報啓発活動を推進していきます。

自転車専用レーンの普及と安全の確保について、県は、自転車歩行者専用道路として、相模川自転車道や藤沢大和自転車道の整備を行うとともに、車道混在の道路においては、自転車の走行位置を示す矢羽根の設置や、急勾配箇所への注意喚起看板を設置するなどして、安全対策を図っています。

シェアサイクルの事業者間連携等による利便性の向上について、県は、交通施策に関する部門別計画である「かながわ交通計画」に、「移動の連続性や利便性の向上」を定めており、その中で、公共交通とシェアサイクル等の複数の事業者間で決済等が一括に行えるMaaSの取組等により、乗換のシームレス化を促進することとしています。

さらに、観光客の利便性を高め、観光地としての魅力を向上させるため、県と湘南地域の4市3町で構成する「湘南地域自転車観光推進協議会」において、「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業」を民間事業者と連携して実施しています。現在、スルガ銀行（株）と連携して実施している、駅からのサイクルルートをPRする動画の配信などを通じて、利用者の増加を後押しします。

横浜市（道路局）

自転車の交通ルールや自転車損害賠償責任保険等への加入促進、車両の整備促進のため、こどもの交通安全教室、チラシやウェブサイト、SNSなどを活用して、国や県、警察、交通安全関係団体等の関係機関と協力しながら、引き続き周知・啓発に取り組んで

まいります。

また、「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、自転車利用や自転車関連事故の多い地域を指定した「重点エリア」、及び地域間を結ぶ幹線道路等の「ネットワーク路線」において、「自転車専用通行帯」や「矢羽根型路面表示」による自転車通行空間の整備を進めてまいります。

令和7年4月から市内全域を事業範囲とする「横浜市シェアサイクル事業」を実施しています。シェアサイクル事業者との公民連携により、効率的なポートの増設を進め、移動の利便性向上を図っています。

川崎市（市民文化局、建設緑政局）

（市民文化局）自転車利用者は、子どもから高齢者に至るまで幅広い年代に及ぶこと、ルールの理解力や実践力に違いがあることなどから、各利用者が悲惨な事故の当事者にならないよう、年齢に応じた交通安全教室でのポイントを絞った指導や分かりやすいチラシの発行など、自転車のルールを守ってもらうための工夫を凝らしながら、引き続き、様々な機会を捉え、警察や関係団体等と連携し、自転車の交通安全対策の充実に向けて取り組んでまいります。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進につきましては、本市ホームページに掲載しているほか、イベントにおける義務化に関するチラシの配布や、義務化の内容を記載した自転車の安全利用に関する小冊子を市役所等関係施設や自転車販売店に配架するなど、周知を図っているところです。また、イベント等で幅広い世代へ向けた交通安全啓発を実施し、自転車点検整備等の促進を図っております。今後も、地域の方々や警察、関係機関等と連携して効果的な啓発活動を推進してまいります。

（建設緑政局）本市では、「川崎市自転車活用推進計画」に基づき、危険箇所の安全対策のほか、主要な幹線道路や自転車利用の多い駅周辺の道路などにおいて、計画的に通行環境整備を推進しており、整備にあたりましては、国のガイドライン等を踏まえ、現状の道路幅員や交通量などをもとに、整備の形態等について警察と協議のうえ、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置や進行方向などを示す矢羽根等の整備を進めております。

今後につきましても、自転車等が道路を安全・安心に利用できる通行環境の充実に向け、取組を進めてまいります。

シェアサイクルにつきましては、身近な地域交通における移動環境の充実を目指し、平成31年3月に実証実験を開始し、その結果を踏まえ、令和4年7月から市内全域を対象に民間事業者との協定により本格運用を開始したところです。

利便性の向上に向けては、引き続きポートの増設などを進めるとともに、協定事業者と連携しながら、利用環境の改善に向けた取組を推進してまいります。

相模原市（市民局、都市建設局）

自転車の安全利用につきましては、交通ルールやマナーの浸透を目指し、交通安全教室を開催しております。また、令和8年4月からの自転車青切符制度の施行を契機とし

て、自転車利用におけるルールなどの更なる周知啓発に取り組んでまいります。

自転車通行環境の整備につきましては、令和6年3月に改定した「相模原市自転車活用推進計画」に基づき、鉄道駅を中心としたネットワークを形成するため、交通量や事故の状況などを踏まえ優先整備区間を設定して整備を進めております。

また、道路の状況に応じ、自転車道による車道との分離や路面標示により走行位置と進行方向の明確化をすることにより、歩行者と自転車との事故防止や安全性の向上を図っております。

引き続き、道路の利用状況を注視し、事故のおそれがある場合には、関係機関と連携し、必要な安全対策について検討してまいります。

また本市では、シェアサイクル事業者と協定を締結し、令和4年6月から実証実験を行っております。引き続き、シェアサイクル事業者と連携し、市民の皆様の利便性向上に取り組んでまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 法改正の内容周知、浸透度合いを注視する。
- ・ 電動機付自転車(モペット)の違反利用への対応等、法・規則の周知啓発とともに、悪質利用者への指導摘発の強化を求める。

3. エネルギーの「地産地消」体制を求める取り組み

災害時にも安心できる拠点の構築・維持を求める取り組み。

重点18 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

県内のエネルギーの自給率向上および地域のセーフティネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築すること。

災害発生時、避難場所に指定される地域防災拠点施設の機能強化のため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等、エネルギー源の多様性に考慮した設備や蓄電池等の導入の拡大をはかるとともに、非常時電源ともなりうる次世代電気自動車の導入、配備を進めること。

神奈川県（くらし安全防災局、環境農政局）

【県内エネルギーの自給率向上について】

エネルギーの地産地消に係る取組の一環として、「自家消費型再生可能エネルギー導入費補助」や「住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助」等を実施しており、太陽光発電

等の導入を支援しています。

また、ガスコージェネレーションの導入については、「中小企業省エネルギー設備導入費等補助」の補助対象として支援している他、電気自動車の導入については、「事業用等 EV 導入費補助」等により支援しています。太陽光発電や蓄電池等は、エネルギー自給率の向上に寄与するとともに、災害時の活用も見込まれ、県としても引き続き支援を進めていきます。

さらに、令和 6 年 3 月に全面改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」において、国のエネルギー基本計画等を踏まえ、「再生可能エネルギーを 2030 年度までに 270 万 kW 以上導入」することや「新車乗用車に占める電動車の割合を 2030 年度までに 100% とする」ことを目標として設定しています。その目標の達成に向けて、県民、事業者などの取組を後押しするとともに、県庁の率先実行として、県有施設への太陽光発電の導入や公用車の電動化などに積極的に取り組んでいきます。

【災害発生時のエネルギー源について】

災害時における指定避難所等の防災設備の整備等については、一義的に市町村がその役割を担っていることから、県では、県内の避難所が共有できる避難所運営の基本的な考え方、施設・設備の内容、運営の仕組み、情報の収集・提供等を行うため、「避難所運営マニュアル策定指針」を策定しています。

本指針において、「指定避難所には、自家発電装置、再生可能エネルギー設備を含む非常用発電機、蓄電池、衛星電話等が設置されていることが望ましい。」と明記しており、市町村に対して、エネルギー源の多様性に考慮した設備や蓄電池等の導入を促しています。

横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、総務局）

令和 7 年度より、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業を開始し、太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援を行っています。

各地域防災拠点には、災害発生時の停電対策として、6 台の発電機を備蓄していますが、本市では、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」における市役所の率直的な取組の一つとして太陽光発電設備の導入を進めており、設置可能な公共施設を対象に PPA 事業を活用することで、2035 年度までに導入割合 100% の達成を目指しています。地域防災拠点となる小中学校においても、順次導入を進めてまいります。

公用車については、非常時電源としての活用も踏まえ、次世代自動車等の導入をさらに進めていきます。

川崎市（環境局、危機管理本部）

（環境局）本市では、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の再生可能エネルギーの普及を図るため、2030 年度の再生可能エネルギー導入量について、33 万 kW 以上とすることを目標としています。

市域への再生可能エネルギーの普及拡大・地産地消に向けては、地域エネルギー会社を中核とした多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームの構築や、令和 7

年度からの建築物への太陽光発電設備の設置義務制度の開始などにより、取組を推進しています。

また、個人住宅や市内中小企業に対して、太陽光発電設備等の再エネ設備や、省エネ設備等の導入に対する補助制度を行うとともに、避難所に指定されている市公共施設には太陽光発電設備及び蓄電池を導入する等、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進しております。

(危機管理本部) 避難所におけるエネルギー源の多様化につきましては、指定避難所である市立学校において、灯油式発電機の設置や太陽光発電設備の整備などの取組を行っております。

また、電気自動車の導入・配備につきましては、導入コストや維持管理、平時の活用等、様々な課題が想定されることから、本市では、電動車両に関する災害時協定に基づき、関係局区と連携を図りながら、効果的な電動車両の活用に取り組んでまいります。

相模原市（環境経済局）

本市では、継続的に公共施設等への再生可能エネルギーの導入に取り組んでおり、学校施設への太陽光発電設備、蓄電池等の再生可能エネルギーに係る設備を導入し、エネルギーの地産地消や避難所等の機能強化に係る取組を推進しています。

また、災害時等に電力不足が想定される避難所等での電力供給ができるよう、公用車においても、リース契約が満了した際に電気自動車等の次世代自動車を導入する取組を推進しています。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。

※参考

2025 年度
神奈川県議会 第2回定例会
(かながわ未来 佐藤 けいすけ)

水源環境保全・再生施策 における里山林整備

問 集落周辺の里山林整備や都市部住民との交流事業について、どう進めていくのか、環境農政局長の見解を伺う。
答 水源かん養機能^{*6}向上のため集落周辺の里山林を整備するほか、里山林を活用した地域交流の充実等を図り、水源環境を支える大切さについて理解促進に取り組む。令和9年度以降の取組は、市町村や関係団体等と意見交換しながら、9月に示す実行5か年計画の素案に盛り込む。

自転車用ヘルメットの 着用率向上の取組強化

問 ヘルメット着用率向上に向けた県の取組と県教育委員会の高校生への取組につき、知事・教育長の所見を伺う。
答 県では、今年度、啓発用ポスターの高校への配布等を行う。また、幼児、児童及び高齢者のみを対象としている着用促進を全ての年齢に拡大する条例改正を行いたい。県教育委員会では、実例等を収集し、高校生にヘルメット着用の重要性を具体的に示すなど、着用率向上に取り組む。

2025 年度
神奈川県議会 第2回定例会
(立憲民主党・かながわクラブ
須田 こうへい)

【教育・人権・平和】

- 重点 19 学校の働き方改革・DX と計画的採用を進め、外部専門人材配置で教育環境を充実 ②
- 重点 20 中等・高等教育での家庭負担軽減と給付型奨学金拡充 ②
- 重点 21 外国につながる子どもと家族の孤立を防ぎ、教育・生活支援体制を強化 ①
- 重点 22 社会的少数者への差別禁止と救済を含む包括的人権条例制定を推進 ②
- 重点 23 米軍基地の整理縮小・情報提供を国に要請し、PFAS 問題への実態把握と対策を求める ②
- 重点 24 拉致問題の風化防止と早期帰国実現に向け、啓発と県民世論喚起を強化 ②

1. 学校をめぐる課題に対する取り組み

学校に働く教職員が本来の業務に集中でき、子どもたちが将来社会を担う存在として尊重され、育つことができる豊かな教育が保障される学校をめざすための取り組み。

重点 19 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・DX を促進すること。また、4月新学期時点を含め通年で欠員が生じないように、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。

教員が本来業務に専念できるようにするため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、スクールロイヤー、看護師、ICT の専門スタッフなどの人的措置を積極的に行うこと。また、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

神奈川県（教育局）

【政令市を除く公立小・中学校について】

政令市を除く公立小・中学校については、県スクールカウンセラーを全中学校に配置し（年間 245 時間）、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、そのうち 90 校を週 2 日配置する重点配置校とするとともに、週 4 日勤務するスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所と横須賀市教育委員会に配置しています。

併せて、政令市及び中核市を除く公立小・中学校に対応する県スクールソーシャルワーカーを教育事務所に 50 名配置するとともに、週 4 日勤務するスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に 4 名配置し、学校と関係機関との連携による対応に努めています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法の算定の対象

とすること等について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。なお、市町村立学校等を対象に法律相談を行うスクールロイヤーについては、教育局に1名配置しています。

医療的ケアを行う看護師については、義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講じるよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、今後も引き続き、要望していきます。

I C Tの専門スタッフについては、希望する学校すべてにI C T支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を継続して行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望していきます。

スクール・サポート・スタッフについては、令和7年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望していきます。

【県立高校及び県立中等教育学校について】

県立高校及び県立中等教育学校について、令和5年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、すべての学校に週1日配置しています。

スクールロイヤーについては、平成22年度から、教育局内に法曹有資格者であるスクールロイヤーを1名配置し、任期付きの常勤職員として任用しています。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、常勤職員として配置できるよう措置することを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に強く要望しており、今後も継続して要望していきます。

【教員の採用数等について】

教員の採用数については、児童・生徒数の増減等に伴う教員定数の推計、退職者・再任用者の見込数等をもとに、年齢構成の平準化の観点を踏まえて決定することを基本としています。今後も、中期的な視点に立って、計画的に必要な教員を確保できるよう努めていきます。

教員の育成については、県教育委員会が策定した「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて～校長及び教員の資質向上に関する指標～」を踏まえ、体系的にまとめた教員研修計画に基づいて研修を実施し、校長及び教員の資質向上を図っていきます。

横浜市（教育委員会事務局）

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向けて、教員が専門性等の向上や授業改善、児童生徒理解や支援等に一層専念できる環境を構築するため、人材配置等による体制強化、プール清掃等の外部委託等による業務の適正化・改善、家庭と学校の連絡システムの導入等による校務DXの推進等に取り組んでいます。今後も、学校の声を丁寧に汲み取りながら、教員が子ども一人ひとりと向き合い、安心して教育活動に取り組める環境づくりに向けて、働き方改革を着実に推進してまいります。

職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントについては、全小中義務教育・特別支援学校に配置しています。職員室アシスタントの更なる配置や教員定数の拡充については、財源の確保などの課題があります。

教員の確保については、採用試験の受験者数の増加につなげるために、選考方法の改善を進めるなど、人材確保に向けた取組を実施しています。今年度は、民間企業をはじめ公務員試験でも幅広く導入されている SPI3 を第一次試験とする春チャレンジ選考試験の実施や、教職経験者特別選考の要件及び第一次試験を免除する等の試験内容の変更等を行いました。

ICT 支援員の派遣については、当面の間維持し、機器の設定、授業支援、教員への研修、トラブル対応の面で学校を支援していきます。

学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として心理の専門職であるスクールカウンセラー、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。教員その他ご提言頂いたような様々な職種の方と共に、チーム学校として、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の構築が図れるよう、取組を進めてまいります。

川崎市（教育委員会事務局）

現在策定中の「次期教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を進めることで教員の働き方改革・DX の促進に努めてまいります。

教員の採用に当たりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や退職者数、60歳を超える教員の動向など、様々な不確定要素があり、長期的な視点に立って進めることが必要であることから、臨時的任用の制度を活用することも許容しながら、採用者数を決定していましたが、令和6年度には、年度当初の欠員解消に向けた正規教員の確保に優先的に取り組む方針を決定しており、まずは年度当初の欠員の解消に向けて人材確保を計画的に進めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校・高等学校に各校1名配置しております。学校巡回カウンセラーにつきましては、全市立小学校に加え、令和5年度より市立特別支援学校にも月2回程度の計画派遣を開始しました。これにより全校種で定期的な相談等が可能となり、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。今後につきましても、相談活動の更なる充実に努めてまいります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度は1名増員し、13名の相談・支援体制に拡充することで、これまでの要請派遣に加え学校への巡回派遣を行い、相談ニーズがある子どもや家庭の支援の充実を図っています。

令和2年度に教職員事務支援員（スクールサポートスタッフ）又は障害者就業員を全市立小中学校に配置したところがございますので、引き続き、全小中学校への配置を継続するとともに、各学校の実情に応じて効果的な配置の在り方等を検討してまいります。

ICTの専門スタッフ（ICT支援員）につきましては、令和6年度は小学校、中学校及び特別支援学校に1校当たり年間8回程度配置しており、今後も維持に努めてまい

ります。

児童生徒へのきめ細かな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援に当たるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところでございます。今後も、一人一人の学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

教育人材の育成については、川崎市教職員育成指標に基づき、学校全体の教育力の向上を目指して、教職員の経験年数に応じた必修研修や各種研修を年 230 回実施しています。教育人材の確保については、本市の教員を目指す学生等に対して「かわさき教師塾」を年 12 回実施しています。今後も、これらの事業の更なる充実に努めてまいります。”

相模原市（教育局）

学校における働き方改革につきましては、「第 2 期 学校現場における業務改善に向けた取組方針」に掲げた取組を着実に実行するとともに、令和 6 年度の「若手職員による学校現場改善プロジェクトチーム」の検討結果なども踏まえ、学校と協働して積極的に取り組んでまいります。

学校における D X につきましては、学校の情報化推進ガイドラインに基づき、デジタル技術の活用による校務の D X 化に係る取組を推進するとともに、更なる業務の効率化に向けて、取り組んでまいります。

教員の人材確保につきましては、教員定数の確保に向けて、国と連動した取組を行うとともに、教職や相模原の魅力を伝える取組の拡充、候補者選考試験の見直しなどを行い、計画的に正規教員の採用に努めてまいります。また、欠員が生じた場合の対応につきましては、引き続き、代替教員や非常勤講師の任用を進めることで、通年で人材確保に取り組んでまいります。

青少年教育カウンセラーにつきましては、現在 7 9 名体制で市内全小中学校等に週 1 回から 2 回派遣し、様々な課題を抱える児童生徒やその保護者に対する心理面からの支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和 3 年度から、一人当たり 2 中学校区を 2 日ずつ担当する拠点校・巡回校型を新たに導入し、本年度は 1 8 名体制で、全中学校区へ配置する相談・支援体制をとっております。

今後も、諸課題に対する一層の早期発見と迅速な対応や解決に向け、青少年教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な配置について検討してまいります。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、主に教員の事務補助を担っており、教員の子どもと向き合う時間の確保や負担軽減にもつながることから、全校配置を目指し増員に取り組んでまいります。

スクールロイヤーに関しましては、現在 1 人を特定任期付職員として教育委員会事務局で任用しております。学校、保護者等からの相談・意見に対し、法的視点が必要な案件にスピーディーに対応できるとともに、現場での法的対応を重ねることで、指導主事や、学校管理職の対応力育成にもつながっております。

看護師につきましては、小・中学校12校12名の医療的ケア児に対し看護師を配置しております。本年度より、宿泊を伴う校外学習において派遣看護師を配置し、保護者の負担軽減につながりました。

今後も、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた看護師の適切な配置について検討してまいります。

ICTの専門スタッフにつきましては、本年度は小学校及び義務教育学校に35回、中学校に26回派遣し、授業における児童生徒への支援や、タブレットPCを活用した授業づくり、校務における機器操作補助などを実施しております。

中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策につきましては、教職や相模原の魅力を伝える取組として、大学生を対象とした「さがみはらの学校で学ぼう DAY」や高校生を対象とした「さがみはらの小学生と遊ぼう」といった学校訪問事業に取り組んでおります。また、大学3年生以上を対象とした「さがみ風っ子教師塾」を実施しております。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 教員の労働条件の改善およびその取り組みについての発信が必要。
- ・ 人材確保に向けた取り組みについて、引きつづき注視が必要。

2. 学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み

学びを希望するすべての人が、自由に学ぶことができる環境を整える取り組み、および学校の教育活動を支える学校外の仕組みや活動を充実させる取り組み。

重点 20 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

後期中等教育における家庭の負担軽減のため、授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対しての補助制度を創設すること。

高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて、貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

神奈川県（教育局、福祉子どもみらい局）

高校生等に係る授業料以外の必要な教育費については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯などの生徒を対象に、国の補助金を活用し、高校生等奨学給付金を支給しています。子どもたちが、経済的理由で学びを諦めることなく、本人が希望する進路に進める

よう、給付金の支給単価の増額と支給対象世帯の拡大を、国に引き続き要望していきます。

高等教育機関については、令和2年4月に高等教育の修学支援新制度が創設され、一定の要件（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）の学生を対象に、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が合わせて措置されています。県では、これまで、多子世帯への支援の充実や、補助対象となる世帯の拡大、補助額の増額など、制度の拡充を国に要望してきました。国においても、令和6年度から、新たに多子世帯や理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に支援対象が拡大されたほか、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対して所得制限なく授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除するなど制度の拡充がされ、一定の成果があったと考えています。引き続き、補助対象となる世帯の拡大や一人当たりの補助額の増額など、さらなる拡充を国に引き続き要望していきます。

また、県教育委員会においても、給付型奨学金については、可能な限り多くの人数を採用するよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に引き続き要望していきます。

横浜市（教育委員会事務局）

授業料以外の学用品や通学にかかる費用に対する補助制度として、横浜市独自の高等学校の修学が困難な生徒を対象とした給付型奨学金制度を実施しています。

大学等の高等教育機関への進学のための支援制度の創設は、現在検討しておりません。国の高等教育の修学支援制度が拡充されてきていますので、引き続き国の制度改正の動向を注視していきます。

川崎市（教育委員会事務局、経済労働局）

（教育委員会事務局）本市の高校生への独自の支援策としましては、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な方に対し奨学金を支給する「川崎市高等学校奨学金」制度を設けており、市内在住であれば、市立高等学校以外の高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に在籍している方も対象としておりますので、引き続き、同制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいります。

本市の大学奨学金は、無利子で貸付けを行う制度となっておりますが、国の奨学金制度との併用が可能なものとなっており、国では、意欲ある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、令和2年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、授業料、入学金の免除、減額や、給付型奨学金などの支援が拡充されているところでございます。令和7年度からは多子世帯の学生等について、所得制限なく大学等の授業料・入学金を無償とするなど、支援の拡充が図られておりますが、本市といたしましては、指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対象者の拡大等を要望しているところでございます。今後も引き続き、社会経済状況や、国及び他の自治体における制度の内容を注視してまいります。

（経済労働局）奨学金返還支援制度につきましては、他の自治体においては導入している事例があり、多くは導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人

材確保を図る取組として、行われているものと認識しております。市内中小企業の人材確保支援は大変重要と考えておりますことから、若年層を対象とした合同企業説明会や業界・企業研究会を開催するとともに、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者や企業ニーズを踏まえた、就職マッチングに取り組んでいるところでございます。

相模原市（教育局、こども・若者未来局）

高校生を対象とした本市独自の援助制度として、経済的理由により高等学校等における修学が困難な方に対して、授業料以外の学校教育費の補助として返還不要の奨学金を給付しております。

高等教育機関への進学のための本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制度の創設につきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討いたします。

また、自治体が地域の実情に応じて実施している給付型奨学金制度に対する財政支援等に関し、引き続き、国に対して要望してまいります。

大学生を対象とした本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制度を創設することや給付型奨学金の拡充を国・神奈川県に求めることにつきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討してまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 国による高等学校無償化施策の影響について注視する。
- ・ 家計状況の悪化が子どもの学びの阻害要因とならないよう、経済的支援の継続を求める。

重点 21 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

外国につながる子ども達が県内で増加している。就学前の保育園や幼稚園への入園、義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。

外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

神奈川県（教育局、文化スポーツ観光局）

外国籍県民等が地域で共にくらす一員として、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指し、県は「多言語支援センタ

一かながわ」を運営して多言語での相談対応や情報提供を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めています。

教育関係については、教育委員会作成の「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、児童・生徒や保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や抱える困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、児童・生徒や保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図っています。「帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」において、県内各校での工夫した取組を共有できる場を設定することや、児童・生徒およびその保護者への母語支援の一環として、翻訳機の貸し出しや翻訳ソフト・アプリ等 I C T の活用についての情報共有を行っています。

さらに、教育委員会では、本県の公立高等学校の入学者選抜制度として、一般募集のほかに、一般募集の志願資格を満たし、原則として、外国籍（難民として認定された者を含む。）を有する 15 歳以上の者（日本国籍を取得して 6 年以内の者も同等とする。）で、入国後の在留期間が通算 6 年以内の者を対象とした在県外国人等特別募集を実施しており、令和 8 年度入学者選抜では 20 校で募集を行うこととしています。日本語を母語としない生徒等の志願が想定される県立高等学校に対して、当該高等学校が実施する県立高等学校入学者選抜に係る説明会等への通訳依頼に対する予算措置を行うとともに、外国につながる子どもたちに対しては、N P O 法人と協働して日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンスを開催するなど、引き続き外国につながる子どもたち等へのサポートを行ってまいります。併せて、高校合格から入学までの間に、日本語や学校生活等について学ぶ「プレスクール」を開催し、入学前から支援を開始しています。

横浜市（こども青少年局、教育委員会事務局、国際局）

保育所等に関しては、入所時に必要な書類について外国語翻訳を作成しているほか、保育所入所時の審査においては国籍に関わらず就労時間等を踏まえて審査を行っています。

また、保育所に対して、通訳や翻訳のための機器の導入費用の一部補助を行っています。さらに、外国にルーツを持つ児童の割合に応じて、保育を円滑に行えるよう保育士を雇用する経費を助成しています。

義務教育に関しては、本市では、昭和 56 年に日本語教室が設置されるなど、全国に先駆け日本語指導が必要な児童生徒への支援に取り組んできており、平成 29 年に日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和 2 年に「鶴見ひまわり」、令和 4 年に「都筑ひまわり」を設置したほか、国際教室担当職員の配置拡充等、支援の充実を図ってまいりました。

今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されるため、国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による学校ガイダンスや就学前教室等で児童生徒や保護者へ学校生活の体験や説明を行ったり、初期の集中的な日本語指導を行ったりして支援体制のさらなる充実を図るとともに、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳

ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図ってまいります。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、担当教員による支援が不可欠であることから、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでまいります。

また、日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。また、令和2年8月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。市内NPO法人や国際交流ラウンジ等とも連携し、外国につながる子どもの学習支援教室の実施や居場所づくりも行っています。今後も、これらの支援の充実に取り組んでいきます。

川崎市（教育委員会事務局）

義務教育への就学につきましては、市立小中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、「外国人保護者用就学ハンドブック」（8言語に対応）を送付するとともに、川崎市教育委員会ホームページに掲載し、児童生徒のスムーズな就学を促しています。加えて、就学前の支援のために、外国につながるのある子どもと保護者を対象にしたプレスクールを開催しています。

高等学校への進学につきましては、日本語を母語としない生徒への高等学校説明会の動画を、やさしい日本語・英語・中国語・フィリピン語で作成するとともに、動画のリンクを各学校に周知し、中学生や保護者が視聴できるようにすることで生徒の進学を支援しています。

市立小中学校においては、国籍や滞在年数にかかわらず、日本語指導が必要な全ての児童生徒に、特別の教育課程を編成・実施し、日本語指導や学校生活への適応支援、教科学習の補充等を行っています。5人以上在籍する学校には、国際教室を設置し教員の加配を行っています。19人以上在籍している学校には更に加配を行い、指導の充実を図っています。在籍が4人以下の学校には非常勤講師による巡回指導を実施しています。並行して、学校生活への適応や日本語指導の初期段階を支援するために、対象児童生徒の母語を話せる日本語指導初期支援員を配置し、保護者との連携サポートも含め、合計100時間の支援を行っています。また、教育相談につきましては、学校をはじめ、各区・教育担当や、教育政策室においても実施しています。今後も一人一人の学習状況等の実態に応じたきめ細かな支援を継続してまいります。

保護者も含めたサポート体制につきましては、保護者や児童生徒と学校のコミュニケーション支援のために、学校等に通訳機を配布しています。通訳機では対応困難な児童生徒の指導や保護者との教育相談等においては、通訳者を派遣しています。今後も、継続的にきめ細かな指導と支援を行うとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、外国につながるのある児童生徒への支援に係る取組を推進してまいります。

相模原市（こども・若者未来局、教育局、市民局）

外国につながる就学前の子どもたちの保育園や幼稚園への入園につきましては、各区の子育て支援センター窓口には保育専門相談員「すくすく保育アテンダント」を配置し、タブレットを用いた多言語遠隔通訳サービス等を活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行っております。

小中学校等における外国につながる子どもとその家族への支援につきましては、日本語指導講師や日本語指導等協力者を派遣することによって、在籍校で教員と連携を取りながら支援できる体制を構築しております。また、保護者への支援につきましては、個人面談や保護者説明会等で母語通訳を派遣するなど、保護者と教員の相談活動等を支援できるようにしております。

今後も、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や教育的ニーズに合わせて対応できるように、取り組んでまいります。

また、さがみはら国際交流ラウンジでは、外国につながる児童、生徒を対象として、ボランティアによる教科学習の支援や小・中学校入学前相談会等を実施しています。また、来日して間もない外国人市民等を対象とした「生活ガイダンス」による日本の文化や制度の紹介や外国人無料相談の実施など、継続的なサポートに取り組んでまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 社会情勢の変化を注視し、課題の掘り起こし・把握は継続する。

3. 差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み

すべての人がその人らしく、働き、暮らすことのできる社会をめざす取り組み、および現存する被害を一掃し、被害者の救済につながる確実な仕組みを整える取り組み。

重点 22 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市〕

LGBTQ+などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。

〔川崎市、相模原市〕

社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置など、人権尊重のまちづくりを推進する取り組みの具体的内容の公表・共有を進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局）

県では「かながわ人権施策推進指針」に、性的マイノリティ、外国籍県民等、同和問題などの各分野の施策の方向性を明記し、「人権がすべての人に保障される地域社会」の実現を目指しています。条例については、どのような内容であれば実効性を担保できるのか、国や他の自治体の動向を引き続き注視しながら検討していきます。

なお、差別被害調査や差別被害救済措置については、人権侵犯事件の調査権限をもつ地方法務局等の窓口をご案内するとともに、人権に関する普及・啓発活動については、国や市町村などと連携していきます。

横浜市（市民局）

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めていくとともに、市内での状況などにも注視しながら、必要な施策を検討してまいります。

川崎市（市民文化局）

人権尊重のまちづくりの推進につかまして、本市としては差別や偏見を生まない土壌をつくるため、教育委員会と連携し、市内の小・中・高校の全児童・学生に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に係るリーフレットを毎年配布する他、駅やバス等の交通機関でのポスター掲出やインターネット等を活用した啓発活動を進めております。

また、差別被害をはじめとした人権侵害の相談窓口である「かわさき人権相談」につきましても、同様に広報を行っており、今後も人権教育の推進や啓発活動を通じて、人権尊重の理念の普及に取り組んで参ります。

相模原市（市民局）

令和6年3月に制定した相模原市人権尊重のまちづくり条例では、不当な差別的取扱いを禁止し、それにもかかわらず不当な差別的取扱いを受けた場合には、救済を図るため、申立てに基づき助言、あっせん等を行うことを定めています。このほか、「相模原市人権施策推進指針」にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を推進することや、施策を効果的に推進するため必要な調査及び情報の収集を行うことなどを定めています。

同条例に基づく施策については、広報さがみはらや市ホームページ、リーフレットなどを用いて周知に努めており、今後も、機会を捉えて周知に努めてまいります。

② 要求に対し取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 条例制定されている自治体においては、その実効性を引き続き担保するよう施策の充実を求める。また、新たに条例を制定する際には、あらゆる差別言動がその対象として、禁止されるよう罰則規定も含む実効性のある条例となるよう求める。

4. 安心して暮らし、働き、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み

生命と安全、民主国家の主権にかかわる問題について、国の外交努力を求めるとともに、居住する地域での意識喚起・醸成を求める取り組み。

重点 23 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、相模原市〕

県内米軍基地は 12 施設あり近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。

特に近年、県内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について引き続きの情報把握や情報提供を求め、必要に応じて県の立ち入調査を求めること。

神奈川県（政策局）

県は、県と基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、基地機能強化・恒久化の回避、日米地位協定の見直し、基地問題に関する国による地元への丁寧な説明と適切な対応等を国に求めています。

また PFOS 等に対しては、これまでの使用状況等を精査すること、汚染が確認された場合には地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること等について、国に要望しています。引き続き、国に対し、関係自治体と連携して、粘り強く求めていきます。

横浜市（都市整備局）

米軍施設の整理・縮小・早期返還等について、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請してまいります。

有機フッ素化合物（PFAS）に関し、国からは、日本国内の全ての米海軍施設、本州に所在する全ての米陸軍施設において PFOS 及び PFOA を含まない泡消火剤に交換作業が完了し、交換された PFOS 及び PFOA を含む泡消火剤については、日本国内で認可を受けた処分事業場における焼却処分によって廃棄処分を完了したと聞いております。

引き続き、広域的な課題として神奈川県や基地関係市と連携し、市民の皆様にご心配をおかけしないよう、適切な対応を行ってまいります。

相模原市（市長公室、環境経済局）

本市では、これまで、連合神奈川相模原地域連合や市議会、市自治会連合会等で構成される「相模原市米軍基地返還促進等市民協議会（以下「市民協議会」と言います。）とともに、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組んでおり、市民生活やまちづ

くりなどのために緊急に必要な部分については、一部返還又は共同使用を国及び米軍に対して求めております。また、基地近隣住民に不安を与えるような基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対し求めております。

今後も、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組むとともに、基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対して求めてまいります。また、基地周辺住民の皆様の不安解消に資するよう、引き続き、適時・適切な情報提供に努めてまいります。

日米地位協定の見直しにつきましては、本市では、かねてから、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体である神奈川県及び基地関係市とともに、事件・事故の防止や環境対策など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市民協議会とともに見直し・運用改善等を強く求めております。

今後も、日米地位協定の見直しにつきましては、神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体と連携し、基地周辺住民の不安解消を目指し、安全で快適な生活を送れるよう市民協議会とともに国及び米軍に求めてまいります。

また、有機フッ素化合物につきましても、取扱いに関する情報提供等を受けており、基地内における実態把握や緊急対策について引き続き、情報収集を図ってまいります。なお、米国政府は在日米軍施設における全ての旧式水成膜泡消火薬剤の廃棄を完了し、旧式水成膜泡消火薬剤を、原料として PFOS 及び PFOA を含まない新式組成の水成膜泡消火薬剤に交換した旨、防衛省から情報提供を受けています。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 周辺住民の不安解消をめざし、国への要請とともに自治体としての主体的取り組みを求める。

重点 24 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

神奈川県（文化スポーツ観光局）

北朝鮮による拉致問題は、発生から既に 40 年以上の長い年月が経過し、もはや一刻の猶予も許されない状況です。本県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長県として、拉致問題担当大臣に、直接、要望書を提出するなど、一刻も早い全面

解決に向けて、日本政府として主体的に取り組むよう要望を行っています。

また、解決に向けた啓発の取組については、「めぐみさんと家族の写真展」の開催や、本県にゆかりのある特定失踪者の方のパネル展示のほか、映画「めぐみ」の上映会を県内4か所で開催するなど県内市町村とも連携して「オール神奈川」で取り組んでおります。加えて、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、県庁本庁舎のブルーライトアップを行うとともに、市町に協力をいただき、めぐみさんの救出を訴えるタペストリーを県内7か所に掲出しました。

今後も、拉致問題を決して風化させないよう引き続き啓発活動に取り組むことで、拉致問題に対する理解を深め、解決に向けて県民世論を高めていきます。

横浜市（市民局）

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発として、内閣官房拉致問題対策本部事務局が主催する事業の周知協力のほか、神奈川県や県内拉致被害者家族支援団体との協働による市民向けの啓発イベントを毎年開催しています。

引き続き、関係機関と連携しながら、拉致被害者等の一日でも早い帰国の実現に向けて、市民への啓発に取り組んでいきます。

川崎市（市民文化局）

北朝鮮による拉致問題につきましては、5人の拉致被害者の方が帰国してから20年以上が経過しました。この問題を風化させないためにも、より多くの方が関心を持ち、理解を深めていくことが大変重要であると考えています。横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民の皆様方に拉致問題についての理解を深めていただくため、本市では、国をはじめ、他の自治体や支援団体と連携し、さまざまな取組を実施しています。

今後、若い世代に向けた啓発に一層力をいれることで、市民の皆様による支援の輪を広げていけるよう取り組んでまいります。

相模原市（市民局）

北朝鮮当局による日本人の拉致問題につきましては、これまで北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10日～16日）にあわせた啓発事業や、国や神奈川県、他市と連携した啓発活動を行ってまいりました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 今後も世論喚起への一層の注力を求める。

※参考

教員の働き方改革

問 今後、教員の働き方改革をどう進めていくのか、教育長の所見を伺う。

答 年度内に改定の教員の働き方改革に関する指針にメンタルヘルス対策や保護者対応等の軽減を位置付けたい。具体的には、勤務時間外の電話への自動応答機能や通話内容の録音機能を備えるほか、仮称「学校問題解決支援窓口」を新設し、負担軽減を図りたい。

2025年度 神奈川県議会 第1回定例会
(立憲民主党・かながわクラブ 齊藤 たかみ)

2025年度 神奈川県議会 第3回定例会
(かながわ未来 岸部 都)

教員の働き方改革

問 今後、市町村教育委員会と連携して教員の働き方改革の加速化にどう取り組むのか、教育長の所見を伺う。

答 新たな補助金の有効活用を働きかけるほか、毎年、県の教員に実施している働き方改革の意識調査の対象を市町村の教員にも広げる。また、新たに働き方改革の意見や提案を県の教員から随時受け付ける取組を始め、今後、市町村の教員からの受付についても、調整を進める。

2025年度 横浜市議会 第1回定例会(立憲民主党 麓 理恵)

教育 教育委員会の組織改革

立憲党

問 教育委員会は大きな組織であり、その規模にふさわしい体制を構築することが必要です。リスク管理をICTの力で支援する「教育SOSサポートプラットフォーム」の活用などによる、学校現場の負担の軽減や、教職員の働きやすい環境づくりに期待しています。教育委員会の組織改革の目指す効果は何か、伺います。

答 質の高い教育の提供とともに、学校の安全安心、信頼の確保が大切です。市教育委員会は、505校を擁する巨大組織ではありますが、必要なガバナンス体制が備わっていなかったと考えます。3ラインを軸とする組織体制とICTも活用した情報共有基盤の整備の両方で取り組むことで、リスク軽減・対応力強化を図り、信頼を得て、質的な意味での教育力の向上にもつなげていきます。

2025年度 川崎市議会 第2回定例会
(みらい 井土 清貴)

学校給食の配膳体制の効率化

Q 他の自治体の事例を参考に時間の効率化に向け取り組むべきでは。

A 食事時間を確保することは大変重要と認識している。6年度は各学校の取組を調査し全校で共有し、7年度は効果のあった事例を収集し共有していく。

【行財政】

- 重点 25 カスタマーハラスメント対策を政労使で検討し、倫理的消費行動を促進 ①
- 重点 26 公共調達で適正労働条件と価格転嫁を確保するため、公契約条例制定と検証を推進 ②
- 重点 27 主権者教育を充実し、不在者投票の周知で若者の投票参加を促進 ②
- 重点 28 期日前投票の柔軟化や移動投票所導入で投票機会を拡大 ②

1. ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保に向けた取り組み

働く環境を著しく阻害し、生産性を低下させるカスタマーハラスメントを防止し、働く人を守りながら消費者にも優しい社会をつくる取り組み、また、取引に占める公共調達の位置と役割を再認識し、コストの価格転嫁に対応する公共調達のあり方を求める取り組み。

重点 25 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。

カスタマーハラスメントへの対応について、政労使での意見交換の機会を確保するとともに、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。

神奈川県（産業労働局、くらし安全防災局）

県では、「カスハラは、してはいけない」というメッセージを神奈川県全体に迅速に発出するために、国や県、労働団体、事業主団体、事業者支援機関の政労使8団体共同で「STOP!カスハラ!!かながわ宣言」を発出しました。現在、関係団体と連携し、県で作成したカスハラ防止ポスターや宣言文を盛り込んだチラシを事業者の方々に活用していただくなど、普及啓発に取り組んでいます。今後、改正労働施策総合推進法の施行も予定されていますので、必要に応じて政労使による意見交換を行うなど、国と連携をしながら、カスハラ対策の取組みを進めていきます。

また、事業者に対する過剰な要求と思われる苦情や相談が県の消費生活相談窓口寄せられた際には、カスタマーハラスメントにつながることを防ぐよう、丁寧かつ適切に助言をしているほか、ホームページやリーフレットを通じて、倫理的な消費者行動のより一層の浸透に努めています。

横浜市（経済局）

カスタマーハラスメントについては、引き続き国や県の対応状況を注視しながら、政労使が集まる神奈川政労使会議や神奈川働き方改革会議等の場において意見交換の機会を設けるとともに、倫理的な消費者行動の促進に向け、引き続き、消費者市民社会の

形成を目指した教育・啓発を推進してまいります。

川崎市（経済労働局）

カスタマーハラスメントにつきましては、労働者の労働意欲を減退させ、能力の有効な発揮を阻害するなど、就業環境を悪化させるものであるとともに、適正なサービスの提供に支障を来たすものと認識しております。

また、本市において、毎年実施している「労働状況実態調査」において、令和6年度より調査項目に「カスタマーハラスメントの取組状況」を追加するなど、状況把握に努めているところです。また、令和7年6月の法改正に伴い、カスハラ対策が事業主に義務となる旨を「かわさき労働情報」にて周知・啓発を行ったところでございます。

今後につきましても、当調査結果なども踏まえながら、周知啓発などに取り組んでまいりたいと存じます。

相模原市（環境経済局、市民局）

カスタマーハラスメントにつきましては、東京都や群馬県などがカスタマーハラスメント防止条例を制定し、国においては、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、施行に向け議論されていると承知しております。

また、神奈川県においても、政労使8団体共同で「STOP！カスハラ!!かながわ宣言」を行うなど、カスタマーハラスメント防止に向け取り組んでいることから、国・神奈川県の動向を注視してまいります。

倫理的な消費者行動を促進するための施策につきましては、課題の整理に努め、適切に対応したいと考えております。

神奈川労働局

カスタマーハラスメントについては、労働施策総合推進法の指針において、事業主の望ましい取組として示されているため、職場におけるハラスメント対策に関する周知や行政指導を行う際に、併せて周知を行っているところです。また、令和8年度に施行される改正労働施策総合推進法においてカスタマーハラスメント対策が義務化されることから、今後、周知・啓発に取り組んでまいります。

なお、消費者教育に関しては、令和6年12月26日付け建議において、「カスタマーハラスメントの防止に向けて、国は、消費者教育施策と連携を図りつつ、カスタマーハラスメントを行ってはならないことについて周知・啓発を行うことが適当である。」と明記されており、この点を踏まえて今後の施策について検討されるものと考えられることから、動向を見守っていただきたい。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 改正労働施策総合推進法の施行により事業主の対応が義務化されることを踏まえ、県・政令市・労働局が役割分担し、実効性ある周知・支援策を整理することを求める。

重点 26 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。

公共調達における予定価格の積算に、適正な人件費および材料費価格が反映されるためにも公契約（公共調達）の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け取り組むこと。すでに条例が施行されている自治体においては、その効果を検証し公表すること。

〔神奈川労働局〕

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。

公共調達における予定価格の積算に、適正な人件費および材料費価格が反映されるためにも公契約（公共調達）の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証 制度を含む公契約条例の制定を自治体に働きかけること。

神奈川県（会計局、県土整備局、産業労働局）

令和6年5月の「公契約に関する協議会」からの報告書では、労働報酬下限額を規定する賃金条項のある公契約条例により賃金を下支えする状況にはないとの結論であり、賃金条項がない公契約の理念などを規定した理念条例についても、条例化の必要性については意見が分かれました。

なお、今後、県が公契約のあり方を検討するにあたり、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「賃金実態調査の継続」が課題として指摘されました。そこで、県は、この3つの課題への取組を引き続き進めていきます。

横浜市（財政局）

労働者の皆様の労働条件を守ることは大変重要であると考えています。本市発注においては、最新の公共工事設計労務単価等を反映した、適切な予定価格を設定しています。また、設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施、スライド条項の適用により契約後にも価格の見直しをしています。更に、過度な低価格競争を防止する対策を実施しており、令和4年9月に工事の最低制限価格等の引上げを行い、委託については令和5年度契約から最低制限価格の引上げを行うとともに、令和7年度契約からは対象範囲を拡大しました。

引き続き、関係団体の皆様のご意見を伺うとともに、昨年度、国が適正な労務費等の確保と行き渡りも目的として担い手3法を改正していますので、その動向も注視しつつ、他都市の公契約条例をはじめとする様々な取組を参考にしながら、労働条件を守るための環境整備に取り組みます。

川崎市（財政局）

本市におきましては、「川崎市契約条例」及び「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」において、市内中小企業者への受注機会の増大を図ることを方針として明記し、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小企業への優先発注することを原則としております。引き続きこの方針を継続して市内中小企業者の受注機会を確保するとともに、可能な限り分離分割発注を行うことにより、市内中小企業の地域貢献を斟酌するよう努めてまいります。

また、公契約制度の運用状況を確認することにより、公共事業の品質の確保及び契約に携わる労働者の労働環境整備に一定程度寄与できたものと考えております。

今後につきましても、他都市の公契約制度の運用方法についての調査・研究を踏まえ、作業報酬審議会の意見を聴きながら、公共事業の品質の確保や労働者の労働環境整備に努めてまいります。

相模原市（財政局）

本市においては、公契約条例対象の案件について、労働者に対する報酬支払額を記載した労働状況台帳の提出を受注者に義務付けるとともに、現場視察を行い、事業者と労働者、双方に聞き取り調査をするなど、労働環境の把握に努めております。

また、相模原市労働報酬等審議会からの意見や関係団体等の要望を伺う中で、条例の実効性の確保に向けて取り組んでおり、相模原市労働報酬等審議会の開催後、会議録については、市ホームページへの掲載や行政資料コーナーでの配架を行っております。

神奈川労働局

公共調達における人件費の十分な反映については、労働局だけでは対応できるものではないので、厚生労働本省に上申させていただきます。

なお、労働局及び各署においては、公共工事発注機関連絡会議、建設工事関係者連絡会議を開催し、適正工期の重視及び安全経費の確保に関し周知を図っております。

また、工事責任者会議においては管内の新規に把握した建設工事の現場代理人等現場責任者を集め、「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」のリーフレット等を活用し、周知・指導に努めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 建設業を中心に新・担い手3法の施行時期およびその影響を注視しつつ、適正な労働環境の確保および人件費への転嫁反映が進むよう周知・指導が行われることを求める。
- ・ 公契約条例の適用範囲の拡大に向け、事業者・行政担当者の事務負担軽減に向けた取り組みも求め、より実効性のある条例とする取り組みが必要。あわせて、引き続き「労働条項(賃金条項)」が盛り込まれた公契約条例の制定に向けた機運醸成が必要。
- ・ 公契約条例の理念を、条例が対象としない公共調達にも浸透させることが必要。

2. 市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み

若者の投票率向上に向けた啓発を求める取り組み、有権者の投票意欲を喚起する仕組みづくりに向けた取り組み。

重点 27 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

若者の政治意識の醸成に向け、学校教育における主権者教育を充実すること。

また、大学生は住民票を移さずに、投票権のある地域から首都圏（神奈川県）に
来ている場合も多いことが考えられるため、不在者投票について広く啓発・周知す
ること。

神奈川県（教育局、選挙管理委員会）

県教育委員会では、全ての県立高校で、シチズンシップ教育に取り組んでおり、生徒が政治や選挙について、体験的に学んでいます。例えば、参議院議員通常選挙の際に、全ての県立高校と中等教育学校で模擬投票を実施しており、事前・事後の学習と合わせて、政治や選挙について学んでいます。現在、若年層の投票率は、他の年代と比べて低く、今後、投票行動につなげていくためには、高校生が社会課題を自分事として捉えられるよう、指導の工夫が必要です。

そこで、令和6年7月に「神奈川県教育委員会と神奈川県選挙管理委員会との協力連携に関する協定」を締結し、県選挙管理委員会との連携を強化することで、選挙に関する出前講座を行う機会を増やすなど、一層の意識啓発を図ります。こうした取組を通じて、主権者として自ら考え、自ら判断していく力を醸成するため、今後も県立高校等における主権者教育を進めていきます。

また、不在者投票については、毎年度、県内の大学や高校等に対して総務省が作成し

たチラシを配布するとともに、高校等で行う出前事業を活用して啓発・周知に努めています。

横浜市（教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局）

本市では、児童・生徒の政治的教養を育み、主権者として政治参加の促進に貢献することを目的として、教育委員会と選挙管理委員会が協定を結び、相互に連携・協力して、主権者教育に取り組んでいます。引き続き、若者の政治参加への関心と意識を高められるよう、主権者教育の充実に取り組んでまいります。

転居に伴う住民票の異動については、イベントや各大学を通じたチラシ配布等により、周知啓発に取り組んでおります。また、選挙時においては不在者投票を活用できることを、引き続き、広く啓発・周知していきます。

川崎市（選挙管理委員会）

本市といたしましても、若者の政治意識の醸成は、重要な課題であると考えているところです。

このため、中長期的な視点に立ち、選挙権年齢に達する前の世代を対象に、市内の小・中学校や高等学校などと連携し、年代に応じた「選挙出前講座」を令和6年度は延べ28校、約2,700名の児童・生徒を対象に実施するとともに、実際の選挙器材を使った「生徒会役員選挙協力事業」を、中学校を中心に55校で行う等、政治や選挙への関心を高める取組を継続して行っております。

今後につきましても、学校教育機関や関係する機関との連携を密にしつつ、若者の政治意識の醸成に向けた取組を一層推進してまいります。

また、不在者投票については、常設の市ホームページや、選挙時おける市広報紙などでの周知など、引き続き制度周知を行ってまいります。

相模原市（教育局、行政委員会事務局）

若者の政治意識の醸成に向け、学校教育における主権者教育の充実につきましては、教科等において、社会科や家庭科、特別活動等、教科横断的な視点で育成することができるよう、実施しております。また、教育センターにおいて、「主権者に求められる力の育成」として、市内教員が中心となって、研究を進めております。

不在者投票につきましては、高校及び大学において実施する出前授業講座や大学の学園祭で実施する啓発活動の中で周知用リーフレット等を活用し、広く啓発・周知してまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 若年層に対する政治や投票への意識喚起、および社会への民主的意見反映機会としての選挙の仕組みについての理解を深める取り組みについて更なる実施を求める。

重点 28 〈補強〉

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

投票機会の確保をはかるため、期日前投票時間の弾力的な運用等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。また、交通不便地に対しては移動投票所の運用を検討すること。あわせて、そのための予算と人員の確保を行うこと。

横浜市（選挙管理委員会事務局）

令和7年執行の参議院議員選挙及び市長選挙では、新たに港北区及び都筑区で、駅直結の区民文化センターや大型ショッピングセンターに期日前投票所を設置しました。期日前投票所については、引き続き、駅前の施設や商業施設等、より利便性の高い場所へ設置するよう努めてまいります。

移動式の期日前投票所について、地方で導入されている例もありますが、投票所が廃止され、投票所まで行くことが非常に困難である地域での代替手段として主に導入されており、本市ではそのような状況にはないと認識しています。

川崎市（選挙管理委員会）

誰もが行きやすい投票所の拡大は、選挙人の投票機会の確保に向けて重要な取組であると認識しておりますので、今後も他都市の事例などを参考としながら検討を行ってまいります。

相模原市（行政委員会事務局）

投票機会の更なる充実を目的として、これまでの会場に加え7月の参議院議員通常選挙においては、大型商業施設への期日前投票所の設置や、駅前商業施設での開設期間の延長などに取り組んでおります。

また、移動投票所については、障害の程度や要介護度、郵便投票の可否など、対象とする条件に加え、移動支援や投票所の配置のあり方を合わせて研究する必要があると考えており、これを実施していくことになった際には、対応に要する人員や予算の確保を進めます。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 投票率向上に向けた「行きやすい投票所」のあり方について、具体的な施策展開を求める。
- ・ 共通投票所の設置、運営に関する課題の整理と解決への道筋が公表され、共有されることが必要。

※参考

2025 年度 神奈川県議会 第1回定例会(かながわ未来 永井 真人)

若者が県の政策に意見を 言いやすくする取組

問 若者が県の政策に意見を言いやすくする環境整備に
どう取り組むのか、福祉子どもみらい局長の見解を伺う。

答 審議会への若者委員の登用、高校などで若者の意見を
聴く「みらいトーク」を進めている。策定中の「かながわ子
ども・若者みらい計画」に「意見表明の機会の確保」を位置
づけるとともに、計画の「分かりやすい版」の作成など、若
者が積極的に意見を言いやすくなる取組を進めていく。

2025 年度 川崎市議会 第2回定例会
(みらい 嶋田 和明)

カスタマーハラスメントの実態把握

Q 6年度に市長事務局で行った調査の
目的と概要、結果の詳細は。また調査結
果をどのように分析し評価しているのか。

A カスタマーハラスメントや不当要求行
為等と考えられる事案の実態把握を目的
に事案概要、対応経過等を調査項目とし
て実施し区役所93件、区役所以外32件の
合計125件の事案を把握した。調査結果
は厚労省が作成したマニュアルを参考に
分類し、時間拘束型や暴言型などの事案
が多く発生していたことから組織として
の対応が必要であると改めて認識した。

2025 年度 川崎市議会 第2回定例会
(みらい 林 敏夫)

客引き行為等防止条例

Q 7年5月に行われた県の迷惑行為防止
条例の一部改正の具体的な内容は。

A これまで規制の対象外となっていた居
酒屋やカラオケ店等の客引き行為などが
新たな対象となったものである。

2025 年度 川崎市議会 第3回定例会
(みらい 長谷川 智一)

投票所の増設と投票済証明書の活用

Q 他指定都市では商業施設等での投票所
設置が進んでいる。当市でも導入を加速
させるべきでは。また横浜市では人気ブ
イチューバーとコラボした投票済証明書
が話題を集めたが投票を身近に感じても
らうための創意工夫に取り組むべきでは。

A 期日前投票者の割合が年々増加してい
る状況等から期日前投票所の増設をはじ
めとする投票環境整備の重要性が増して
いると認識しており、増設候補場所の調
査や既存の期日前投票所の混雑対策等さ
まざまな角度から取組を進めていく。ま
た7年10月執行の市長選挙ではプロサ
ッカー選手の田中碧選手のビジュアルを
活用した投票済証明書を作成し、話題性
を高めることで投票参加へつなげていく。

【共通】ジェンダー平等

- 重点 29 ジェンダー平等を推進し、賃金格差の把握と SOGI 配慮統計で差別 ②
是正をはかる
- 重点 30 あらゆるハラスメントを排除し、仕事と育児・介護の両立支援と制 ②
度慣行の見直しを推進
- 重点 31 パートナースhip制度の県内・広域連携を進め、ファミリーシッ ②
制度確立を検討

1. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現を求める取り組み

社会が内包するジェンダー不平等について、様々な角度からの是正を求める取り組み。
あわせて、基本的法改正を働きかける取り組み。

重点 29 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の浸透をはかるとともに、女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。

また、その基礎資料とするため、様々な統計情報について SOGI に配慮したジェンダー情報とのクロス集計を可能とし、ジェンダーによる差異や不平等状況の把握に活用ができるよう必要な修正を行うこと。

※横浜市：第5次横浜市男女共同参画行動計画

川崎市：第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

相模原市：第3次さがみはら男女共同参画プラン

〔神奈川労働局〕

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。

また、その基礎資料とするため、様々な統計情報について SOGI に配慮したジェンダー情報とのクロス集計を可能とし、ジェンダーによる差異や不平等状況の把握に活用ができるよう必要な修正を行うこと。

神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）

県では、ジェンダー平等社会の実現に向け、かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の浸透のために、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、25から44歳の女性の就業率や企業における男性と女性の所定内給与額の格差等の指標の現状数値

など、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様に広くお知らせしています。

また、県では、男女共同参画推進プランの施策の基本方向に、ジェンダー主流化と、男女別のデータを把握するジェンダー統計の促進を掲げています。ジェンダー主流化の実現に向けては、あらゆる政策の分野で、施策や事業を企画・立案していくにあたり、男女の置かれている状況を客観的に把握することが必要です。

こうした、ジェンダー統計は、ジェンダーを意識した新しい施策の検討につながる重要なツールであることを、県の全ての所属の主任者が参加する研修において周知しています。

さらに、性別の取扱いとして、「性別」欄に男女以外の選択肢を設けたり、選択式ではなく記入式にするなど、性的マイノリティの方への配慮を行いながらデータを把握することについても、あらためて周知をしていきます。

横浜市（政策経営局）

第5次横浜市男女共同参画行動計画の浸透に向けて、引き続き市内経済団体によって構成される横浜市女性活躍推進協議会など、多様な主体と協働しながら施策を推進していきます。

男女の賃金格差等の情報を把握するとともに、市内事業所を対象として実施している「男女共同参画に関する事業所調査」の結果も踏まえ、引き続き市内企業等への周知・啓発を行います。

また、主な統計である国勢調査、就業構造基本調査、横浜市が実施している市民意識調査や男女共同参画に関する調査においては男女別のデータを把握し、分析しています。他の分野の調査においても、多様な性に配慮しつつ、男女別のデータの把握が可能かどうかについて、研究してまいります。

川崎市（市民文化局、総務企画局）

（市民文化局）川崎市では「男女平等かわさき条例」に基づき策定しました「第5期川崎市男女平等推進行動計画」において、SDGsにおける目標のうちの「目標5 ジェンダー平等」と方向性を共有した計画として位置付け、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排することを含め、総合的かつ計画的な男女平等施策を推進してまいります。

（総務企画局）本市が国から調査事務を受託している政府統計（国勢調査、就業構造基本調査など）は、実施から集計結果の公表まで、全国統一で国が企画立案するため、性別の取扱いについては、国の判断によります。また、本市が公表する政府統計の結果は、国が公表した集計結果から本市分を抽出し、取りまとめを行うものです。そのため、性別の取扱いについては、国による調査設計及び集計基準によります。

相模原市（市民局、環境経済局）

男女の賃金格差等につきましては、国の調査等を参考に実態の把握に努めてまいります。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進を図るため、男女共同参画に関する市民意識・事業所調査等により実態把握に努め、男女が共に働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

本市では、統計の目的等により性別欄を設ける場合は、自由記載や、女性・男性のほかに「回答しない」、「その他」欄を設けるなどの配慮を行うこととしながら、実態の把握等に努めております。今後も、客観的な実態の把握等に努め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

神奈川労働局

女性活躍推進法の義務企業に対する報告徴収など、企業に接する機会を捉えて、男女の賃金の差異の把握及び公表について促すとともに、男女の賃金の差異の要因を分析し、それを踏まえて、一層の女性活躍推進の取組や雇用管理改善につなげるよう、助言を行っています。引き続き、県内企業における女性の活躍推進の取組が進むよう対応してまいります。

なお、統計情報については、労働局雇用環境・均等部が参照するものの多くは性別により区分していると考えますが、そのようなご意見があったことを厚生労働省本省に伝えます。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 男女間賃金格差が生じる要因等にも着目をしながら、課題の把握を継続する。
- ・ 様々な様式や統計において、不必要な性別記入欄は廃すると同時に、社会的課題の把握や解決のために必要とされる場合には、ジェンダーに配慮した情報収集が適切に行えるよう、その目的の明示方法や情報収集のあり方について、広く社会的な合意と浸透が進むことが必要。

重点 30 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントはもちろん、就職活動時や選挙運動時も含むあらゆるハラスメントを排し、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

あわせて、就労の継続を希望するすべての人が仕事と育児や介護等の両立を実現するために、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

また、これらの根底に残存し、直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）

県では、労働者や企業からの相談に対応するとともに、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施するほか、仕事と育児の両立、男性の育児休業取得促進、仕事と不妊治療等の両立に取り組む県内中小企業に奨励金を交付する事業を実施しており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場環境の整備促進に取り組んでいきます。

かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）では、あらゆる分野における男女共同参画、職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスを重点目標としています。県では、神奈川県男女共同参画審議会によるプランの進捗状況に関する評価を公表するとともに、施策にフィードバックし、プランに位置付けられた目標の達成に向けて着実に事業を遂行してまいります。

仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備促進に向けて、神奈川県こども目線の施策推進条例第29条に基づき、育児・介護休業法に関する内容を社内制度として規定している等の要件を満たす事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、公表しています。

横浜市（政策経営局、経済局）

本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、ハラスメントや仕事と育児・介護等の両立などに関する内容を含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様にご活用いただけるよう、市ホームページに掲載するとともに、二次元コードを記載したPRカードを配布し、周知を図っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、ハラスメントや仕事と育児・介護等の両立などに関する相談を含む労働相談・法律相談等に対応しています。

「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的を開催しており、ハラスメントや育児・介護休業法の改正等についても取り上げてきています。

さらに、あらゆるハラスメントの防止を推進するとともに、引き続き「よこはまグッドバランス企業」認定やセミナー等を通じて、市内企業等における働きやすい職場づくりを進めます。

また、市民がジェンダーについて考える機会を創出するなど、アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取り組みます。

川崎市（経済労働局）

本市においては、育児や介護と仕事の両立支援や有給休暇の取得率向上などに意欲的に取り組む企業に対して、必要に応じて、社会保険労務士などの専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた助言などを行うとともに、ホームページや「かわさき労働情報」等によりワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報などを行っているところです。また、国におきましては、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための中小企業両立支援助成金制度を制定するなど、それぞれの役割の中でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備に努めております。

相模原市（環境経済局）

ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施しているほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。また、パワー・ハラスメント防止については、令和4年4月から改正労働施策総合推進法が全面施行され、全ての企業においてパワー・ハラスメント防止策を講じることが義務化されたことから、かながわ労働センター県央支所と連携し、企業の人事・労務担当者を対象に、パワー・ハラスメント防止に向けた労務管理セミナーを実施しております。

なお、平成19年度から、働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、その成果をあげている市内に本社または主たる事業所を置く企業者を表彰しております。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

神奈川労働局

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法においてハラスメント対策を講じることが事業主の義務とされており、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を実施しています。また、労働者から権利侵害に関する相談が寄せられた場合には、企業に対する行政指導や紛争解決援助制度により法の履行確保や紛争解決を図っています。

なお、就職活動時のセクシュアルハラスメントについては、令和8年度に施行される改正男女雇用機会均等法において、求職者に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されることから、今後、周知・啓発に取り組むとともに、法施行後は、法に沿った雇用管理が行われるよう行政指導を行います。

改正育児・介護休業法では、両立支援制度の拡充や仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境整備を推進する内容となっており、改正次世代法では、現行法よりも一歩踏み込んで企業に取組を求める内容となっています。県内企業において、これら改正法に沿った雇用管理が行われ、男女ともに就業継続しやすい職場環境整備が進むよう、引き続き、法の周知・啓発に取り組むとともに、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を行います。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ ハラスメント対策については、引き続きの啓発周知および対応人材の育成強化が必要。
- ・ 男性の育児休暇取得をはじめとする両立支援策については、その充実が女性のキャリア形成支援の視点からも重要であること、誰もが働きやすい環境情勢に寄与していることについての理解促進が必要。

重点 31 (継続)

[神奈川県]

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた取り組みを進めるとともに、都道府県間連携に向け県としての制度導入を検討すること。さらに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

[横浜市、川崎市、相模原市]

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、連携に向けた取り組みを進めるとともに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局）

パートナーシップ制度については、県では引き続き、率先して、市町村間の連携が充実していくよう、連携の仕組みを市町村と調整するなど、取組を進めていきます。また本県では、婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、現時点で県としての制度導入に向けた検討は考えていませんが、県内市町村でパートナーシップを宣誓した方が利用できる県の行政サービスの拡充に取り組んでいきます。

なお、ファミリーシップ制度については、引き続き、国や他の自治体の動向を注視していきます。

横浜市（市民局）

令和2年度から他自治体と連携協定を締結していますが、対象者や宣誓の要件の違いを精査したうえで、引き続き、連携の拡大について検討していきます。

ファミリーシップ制度の確立については、当事者の声や法改正等の動向も踏まえながら、検討を進めていきます。

川崎市（市民文化局）

都市間連携については、パートナーシップ宣誓制度を利用している性的マイノリティ当事者が、両自治体間で住所の異動をする場合の同制度に係る手続が簡素化され、当事者の負担軽減につながりますが、自治体ごとに宣誓することができる方の要件が異なっているなどの課題があり、引き続き検討していく必要があると考えております。

また、ファミリーシップ制度についてですが、パートナーシップの宣誓をするカップルには子どもを含む家族の存在が想定され、同制度に対する一定のニーズがあるものと考えておりますので、ファミリーの定義など幾つかの課題がありますが、今後も引き続き国や県内他都市等の動向を注視しながら調査研究を進めていく必要があるものと考えております。

相模原市（市民局）

本市では、令和2年4月からパートナーシップ宣誓制度を運用しています。パートナーシップ制度導入自治体との他自治体との連携については、川崎市、横浜市、座間市との連携のほか、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入により、全国の250を超える自治体と連携をしております。引き続き、自治体間の制度の相違等を踏まえつつ、連携による転居時の手続きの負担軽減に努め、性的少数者の生きづらさの解消に取り組んでまいります。制度の拡充については、他自治体における影響や効果等について、調査、研究してまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ ファミリーシップについては、世田谷区・豊島区など制度化されている地域の制度も参考に取り組みの前進を求める。

※参考

2025年度 県議会 第1回定例会
(立憲民主党・かながわクラブ 栄居 学)

女性や高齢者への就労支援

問 労働力不足を改善し、持続的な県内経済の発展をめざす上で、女性や高齢者への就労支援は重要と考えるが、今後どう取り組むのか、産業労働局長の見解を伺う。

答 来年度から、女性や高齢者を主な対象としたセミナーや就職面接会の開催回数を増やすなど、県内企業とのマッチングを一層強化する。また、デジタルスキルを取得するための講座を開講し、女性や高齢者の就労を支援する。

横須賀市広報紙「New Wave」第60号・5ページ(令和6(2024)年9月発行)

「ファミリーシップ制度」 が始まりました

大切な人を
家族として
届出できます

横須賀市では、平成31年(2019年)4月から「パートナーシップ宣誓証明制度※」を開始し、戸籍上の性別にとらわれないパートナー2人の関係性を市が公に証明することで、当事者の生きづらさの解消に努めてきました。

この度、令和6年(2024年)1月から、より多くの当事者やその家族の暮らしやすさの保障につなげていくため、現行の制度を拡充し、パートナー2人だけでなく、子どもや親等との家族関係を市が公に証明する「ファミリーシップ制度」を導入しました。

※同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダーフィア、アセクシュアルの方々なども宣誓できます。

生きづらさの解消へつなげます

法律婚ではありませんが、制度の導入により、差別や偏見の解消、当事者の方の暮らしやすさの保障につながり、性の多様性に対する認知を広める効果もあります。

制度の拡充により、さまざまな人が生きづらさを解消できる可能性があり、横須賀市に暮らしてよかったと思っていただけのまちを目指します。



家族の想いに配慮します



- 家族として届け出ることができる対象者を、子どもや親などの近親者等とし、範囲をより広く捉えることで、家族の想いに配慮します。
- 子どもや親などの市役所への来庁を任意とすることで、手続きの手間や心理的な負担を減らします。
- 家族の氏名をおもて面に示した「ファミリーシップカード」を希望者に配付します。

利用できる行政サービスの充実を図ります

- 市立病院での家族としての対応
- 住民票の続柄の変更(希望により「同居人」から「縁故者」へ)
- 災害見舞金の給付
- 保育園の送迎 など



ファミリーシップの届出ができる方

パートナーシップ宣誓をした方および宣誓等をしようとする方が届出できます。

ファミリーシップの対象者は以下のいずれかに該当する必要があります。

- ① 宣誓者お二人のいずれか一方または両者と同居している未成年の子
- ② 宣誓者お二人のいずれか一方または両者の親等の近親者等

届出様式
はこちら



●ご予約、お問い合わせ

横須賀市人権・ダイバーシティ推進課
電話 046-822-8219 (平日9時から17時まで)
e-mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp